

職発 0806 第 3 号  
令和 3 年 8 月 6 日

各都道府県労働局長 殿

厚生労働省職業安定局長  
(公印省略)

令和 4 年度の「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第 30 条の 4 第 1 項第 2 号イに定める「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」等について

「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」(昭和 60 年法律第 88 号。以下「法」という。)により、派遣元事業主は、派遣労働者の公正な待遇を確保するため、派遣先に雇用される通常の労働者との間の均等・均衡待遇(法第 30 条の 3 の規定に基づき、派遣先に雇用される通常の労働者との間で不合理な待遇の禁止等に係る措置を講ずることをいう。以下同じ。)の確保又は一定の要件を満たす労使協定による待遇の確保(以下「労使協定方式」という。)のいずれかの待遇決定方式により、派遣労働者の待遇を確保しなければならないこととされている。

労使協定方式においては、派遣労働者の賃金の決定の方法を労使協定に定めることとされ、当該方法については、「派遣労働者が従事する業務と同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金(以下「一般賃金」という。)の額として厚生労働省令で定めるものと同等以上の賃金の額となるものであること」等の要件を満たすことが必要とされている。

令和 4 年度の一般賃金等の取扱いについては、下記のとおりであるので、遗漏なきを期したい。

記

## 第1 基本的な考え方

### 1 労使協定に定める賃金の決定の方法

派遣元事業主は、派遣労働者の待遇について、法第30条の3の規定に基づき、派遣先に雇用される通常の労働者との間の均等・均衡待遇を確保しなければならないが、法第30条の4第1項の規定に基づき、労働者の過半数で組織する労働組合又は労働者の過半数を代表する者との間で同項の書面による協定（以下「労使協定」という。）を締結し、一定の事項を定めた場合には、労使協定に基づく待遇（法第40条第2項の教育訓練及び同条第3項の福利厚生施設を除く。）を確保することとされている。

労使協定に定める事項については、法第30条の4第1項各号に掲げられているが、同項第2号の規定に基づき、労使協定には、協定対象派遣労働者（同項の協定で定めるところによる待遇とされる派遣労働者をいう。以下同じ。）の賃金の決定の方法を定めなければならない。当該方法については、同項第2号イ及びロに基づき、2及び3に定める要件を満たすものでなければならない。

なお、労使協定に定めた協定対象派遣労働者の賃金の決定の方法に基づき、協定対象派遣労働者に対して賃金が支払われていない場合には、労使協定に定めた事項を遵守していないものとして、法第30条の3の規定に基づき、派遣先に雇用される通常の労働者との間の均等・均衡待遇を確保しなければならないことに留意すること。

### 2 法第30条の4第1項第2号イの要件

労使協定に定める協定対象派遣労働者の賃金の額については、一般賃金の額と同等以上となるものでなければならない。

#### （1）一般賃金

一般賃金の額については、法第30条の4第1項第2号イ及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則（昭和61年労働省令第20号。以下「則」という。）第25条の9の規定により、「派遣先の事業所その他派遣就業の場所の所在地を含む地域において派遣労働者が従事する業務と同種の業務に従事する一般の労働者であって、当該派遣労働者と同程度の能力及び経験を有する者の平均的な賃金の額」とされており、派遣労働者の業務、能力及び経験並びに派遣就業場所が勘案されるものである。また、一般賃金の範囲については、労働基準法（昭和22年法律第49号）の賃金に含まれるかどうかにより判断し、基本給のみならず諸手当も含まれるが、時間外、休日及び深夜の労働に係る手当等は含まれないこと。

この「派遣先の事業所その他派遣就業の場所」については、平成 11 年 11 月 17 日付女発第 325 号、職発第 814 号「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律、関係政省令等の施行について」の別添「労働者派遣事業関係業務取扱要領」第 7 の 5 と同様である。具体的には、工場、事務所、店舗等、場所的に他の事業所その他の場所から独立していること、経営の単位として人事、経理、指導監督、労働の態様等においてある程度の独立性を有すること、一定期間継続し、施設としての持続性を有すること等の観点から実態に即して判断することとなり、常に雇用保険の適用事業所と同一であるわけではないこと。また、協定対象派遣労働者が実際に就業する場所ではなく、例えば、派遣先の事業所が東京都にあるが、協定対象派遣労働者が実際に就業する場所が埼玉県である場合、「派遣先の事業所その他派遣就業の場所」は東京都であること。

なお、この「一般の労働者」とは、無期雇用かつフルタイムの労働者をいう。

#### (2) 協定対象派遣労働者の賃金

法第 30 条の 4 第 1 項第 2 号の協定対象派遣労働者の賃金の範囲についても、一般賃金と同様、労働基準法の賃金に含まれるかどうかにより判断し、基本給のみならず諸手当も含まれるが、時間外、休日及び深夜の労働に係る手当等は含まれないこと。

#### (3) 同等以上

「同等以上」とは、労使協定に定める協定対象派遣労働者の賃金の額が、一般賃金の額と同額以上であることをいうこと。

また、「基本給・賞与・手当等」（賃金から通勤手当及び退職金を除いたものをいう。以下同じ。）等の比較に当たっては、一般賃金と協定対象派遣労働者の賃金の比較を簡便にする観点から、時給換算した額を比較することとする。

### 3 法第 30 条の 4 第 1 項第 2 号ロの要件

通勤手当、家族手当、住宅手当、別居手当、子女教育手当その他名称の如何を問わず支払われる賃金（職務の内容に密接に関連して支払われるものを除く。）を除く賃金については、派遣労働者の職務の内容、職務の成果、意欲、能力又は経験その他の就業の実態に関する事項の向上があった場合に改善されるものでなければならない。

これらの事項のうちどの事項を勘案するか、その事項をどのように勘案するかは、基本的に労使に委ねられるものである。

#### 4 適用日等

本通知については、令和4年4月1日から令和5年3月31日まで適用することとする。

なお、本通知で定める一般賃金の額について、適用日より前に適用することを妨げるものではない。ただし、本通知で定める一般賃金の額を適用日より前に適用することにより、協定対象派遣労働者の賃金を引き下げる場合は、労働条件の不利益変更となり得るものであることに留意すること。

また、協定対象派遣労働者の賃金を引き下げる目的に、一部の職種のみ本通知で定める一般賃金の額を適用日より前に適用する場合等は、労使協定方式の趣旨に照らして適切ではなく、認められないことに留意すること。

この他、本通知で示す一般賃金等の取扱いについては、直近の統計調査等の結果等を踏まえ、毎年更新する予定である。

### 第2 一般賃金の取扱い

一般賃金については、「基本給・賞与・手当等」、「通勤手当」、「退職金」ごとに、以下の1から3までのとおりとする。

#### 1 基本給・賞与・手当等

##### (1) 一般賃金のうち基本給・賞与・手当等（以下「一般基本給・賞与等」という。）の考え方

一般賃金については、同種の業務、同程度の能力及び経験並びに同一の派遣就業場所における無期雇用かつフルタイムの労働者の賃金であるため、これらに対応するよう、一般基本給・賞与等については、以下の方法により算出することとする。

方法：職種別の基準値（①）×能力・経験調整指数（②）×地域指数（③）

##### ① 職種別の基準値

職種別の基準値については、賃金構造基本統計調査の特別集計により算出した賃金、又は職業安定業務統計の特別集計による求人賃金（月額）の下限額の平均を基に一定の計算方法により賞与込みの時給に換算した額とする。

##### ② 能力・経験調整指数

「能力・経験調整指数」とは、能力及び経験の代理指標として、賃金構造基本統計調査の特別集計により算出した勤続年数別の所定内給

与（産業計）に賞与を加味した額により算出した指数である。具体的には、「勤続0年」を100として算出したものであり、次の表のとおりとなる。

0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
100.0	114.3	123.9	128.8	134.5	151.1	188.6

### ③ 地域指数

「地域指数」とは、派遣就業場所の地域の物価等を反映するため、職業安定業務統計の求人平均賃金をもとに、都道府県及び公共職業安定所の管轄地域別に、全国計を100として職業大分類の構成比の違いを除去して算出した指標である。

#### (2) 一般基本給・賞与等の額

(1) に定める一般基本給・賞与等の額については、別添1又は別添2の数値((1)の①×②)に別添3の地域指数((1)の③)を乗じた額とし、当該方法により一般基本給・賞与等を算出した結果、1円未満の端数が生じた場合には、当該端数を切り上げることとする。

別添1及び別添2の数値については、次の点に留意すること。

また、一般基本給・賞与等の額の算定の結果、一般基本給・賞与等の「基準値(0年)」の額が最低賃金法(昭和24年法律第137号)第9条第1項の地域別最低賃金(以下「地域別最低賃金」という。)又は同法第15条第1項の特定最低賃金(以下「特定最低賃金」という。)を下回る場合には、地域別最低賃金又は特定最低賃金の額を「基準値(0年)」の額とした上で、当該額に能力・経験調整指数を乗じることにより、一般基本給・賞与等の額を算出すること。この場合においても、一般基本給・賞与等を算出した結果、1円未満の端数が生じた場合には、当該端数を切り上げることとする。

#### ① 賃金構造基本統計調査の数値の留意点

イ 「基準値(0年)」の数値は、(イ)から(ハ)までのとおり集計したものであること。

(イ) 賃金構造基本統計調査(集計対象：企業規模10人以上の企業)の無期雇用かつフルタイムの労働者の「所定内給与額」及び「特別給与額(12ヶ月で除したもの)」を合算した額を各労働者の所定内労働時間で時給換算したものの平均値を算出。

(ロ) (イ)で算出した数値から一般の労働者の通勤手当相当分「71円」(2の(2)参照)を控除。

- (ハ) 賃金構造基本統計調査の「勤続0年」の数値には中途採用者が含まれていることを踏まえ、(ロ)で算出した数値から学歴計の初任給との差（12.7%）を控除。
- ロ 「参考値（0年）」の数値は、一般の労働者の通勤手当相当分「71円」の控除及び学歴計の初任給との差（12.7%）の調整を行う前のイの(イ)の数値であること。
- ② 職業安定業務統計の求人賃金を基準値とした数値の留意点
- イ 「基準値（0年）」の数値は、(イ)及び(ロ)のとおり集計したものであること。
- (イ) ハローワークで受理した無期雇用かつフルタイムの労働者の求人賃金の下限額の平均を時給換算した額（月額×12÷52÷40）を算出。なお、求人賃金は、勤続年数別に整理することができないため、勤続0年目相当の額として、未経験者の賃金と考えられる下限額の平均を基準値としたものである。
- (ロ) 求人賃金に特別給与が含まれていないことから、賞与相当分を勘案するため、(イ)で算出した数値に、賃金構造基本統計調査の「勤続0年」の特別給与により計算した賞与指数「1.02」を乗じたものを算出。
- ロ 基本給及び定期的に支払われる手当が含まれており、通勤手当は含まれていないこと。
- ハ 「参考値（0年）」は、ハローワークで受理した無期かつフルタイムの求人に係る求人賃金（月給）の上限額と下限額の中間値の平均を時給換算（月額×12÷52÷40）した額であること。

## 2 通勤手当

一般賃金のうち通勤手当（以下「一般通勤手当」という。）については、次の（1）又は（2）から労使で選択するものとする。なお、一つの労使協定において、（1）と（2）の双方を選択することも可能であること。

### （1）実費支給により「同等以上」を確保する場合

協定対象派遣労働者に対し、通勤手当として、派遣就業の場所と居住地の通勤距離や通勤方法に応じた実費が支給される場合には、一般通勤手当と同等以上であるものとする。ただし、当該通勤手当の額に上限があるため、通勤手当の額が、派遣就業の場所と居住地の距離に係る費用の実費に満たない協定対象派遣労働者がおり、当該上限額を協定対象派遣労働者の平均的な所定内労働時間1時間当たりに換算した額が「71円」未満である

場合には、(2)により取り扱うこととすること。

(2) 一般の労働者の通勤手当に相当する額と「同等以上」を確保する場合

一般の労働者の1時間当たりの通勤手当に相当する額を一般通勤手当とし、当該額を「71円」とする。

※ 「71円」は、「平成25年企業の諸手当等の人事待遇制度に関する調査(独立行政法人労働政策研究・研修機構)」の通勤手当の平均額を「賃金構造基本統計調査(平成25年)」の所定内給与及び特別給与の合計額を除して得た「給与に占める通勤手当の割合」に「賃金構造基本統計調査(令和2年)」の所定内給与及び特別給与の合計額を乗じて得た額に制度導入割合を乗じて得た額を時給換算した額である。

### 3 退職金

一般賃金のうち退職金(以下「一般退職金」という。)については、次の(1)、(2)又は(3)から労使で選択するものとする。なお、一つの労使協定において、労働者の区分ごとに(1)から(3)までを選択することも可能であること。

#### (1) 退職手当制度で比較する場合

協定対象派遣労働者と一般の労働者の退職手当制度を比較する場合、一般退職金は、退職手当制度がある企業の割合、退職手当の受給に必要な所要年数、退職手当の支給月数及び退職手当の支給金額を示した別添4により一般の労働者の退職手当制度として設定したものとする。

#### (2) 一般の労働者の退職金に相当する額と「同等以上」を確保する場合

一般の労働者の現金給与額に占める退職給付等の費用の割合(以下の(2)及び(3)において単に「退職給付等の費用の割合」という。)を一般基本給・賞与等に乘じた額を一般退職金とし、当該割合を「6%」とする。当該一般退職金を算出した結果、1円未満の端数が生じた場合には、当該端数を切り上げることとする。

#### (3) 中小企業退職金共済制度等に加入する場合

退職給付等の費用の割合を一般基本給・賞与等に乘じた額を一般退職金とし、当該割合を「6%」とする。当該一般退職金を算出した結果、1円未満の端数が生じた場合には、当該端数を切り上げることとする。

※ 「6%」とは、「平成28年就労条件総合調査」の「退職給付等の費用」の「現金給与額」(平成28年賃金構造基本統計調査により超過勤務手当分を除いた額)に占める割合である。

※ 一人の協定対象派遣労働者について、(2) 及び (3) を併用することが可能であり、その場合にも、(2) 又は (3) と同様、退職給付等の費用の割合を一般基本給・賞与等に乘じた額を一般退職金とし、当該割合を「6%」とする。

### 第3 協定対象派遣労働者の賃金の取扱い

第2の一般賃金の額と同等以上の額を確保する必要がある協定対象派遣労働者の賃金については、「基本給・賞与・手当等」、「通勤手当」、「退職金」ごとに、以下の1から3までのとおりとし、これらの賃金の全部又は一部を合算して「同等以上」を確保する場合の取扱いは、4のとおりとする。

#### 1 基本給・賞与・手当等

①及び②を合算した額を時給換算した額をいい、当該額が一般基本給・賞与等の額と同額以上でなければならない。また、時給換算した結果、1円未満の端数が生じた場合には、当該端数を切り捨てるとしてする。

##### ① 基本給

個々の協定対象派遣労働者に実際に支給される額をいう。

##### ② 賞与・手当等

賞与・手当等に相当する賃金については、例えば、業績に連動した手当等のように、仮に個々の協定対象派遣労働者ごとに一定額の支払いを求ることとするとした場合に、賞与・手当等としての機能や賃金体系の柔軟性が失われるおそれがあるものもあることから、「個々の協定対象派遣労働者に実際に支給される額」のほか、「直近の事業年度において協定対象派遣労働者に支給された額の平均額」、「協定対象派遣労働者に支給される見込み額の平均額」又は「標準的な協定対象派遣労働者に支給される額」等を労使で選択することも可能であること。

#### 2 通勤手当

##### (1) 実費支給により「同等以上」を確保する場合

第2の2の(1)のとおりであること。

##### (2) 一般の労働者の通勤手当に相当する額と「同等以上」を確保する場合

通勤手当として支給される賃金を時給換算した額をいい、当該額が第2の2の(2)の「71円」以上でなければならない。当該賃金の額については、「個々の協定対象派遣労働者に実際に支給される額」のほか、「直近の事業年度において協定対象派遣労働者に支給された額の平均額」、「協定対

象派遣労働者に支給される見込み額の平均額」又は「標準的な協定対象派遣労働者に支給される額」等を労使で選択することも可能であること。

### 3 退職金

#### (1) 退職手当制度で比較する場合

協定対象派遣労働者を対象とする退職手当制度をいい、第2の3の(1)のとおり設定した一般の労働者の退職手当制度と同等以上の水準となるものでなければならない。この「協定対象派遣労働者を対象とする退職手当制度」については、「全ての協定対象派遣労働者に適用されるものであること」、「退職手当の決定、計算及び支払の方法（例えば、勤続年数、退職事由等の退職手当額の決定のための要素、退職手当額の算定方法及び一時金で支払うのか年金で支払うのか等の支払の方法をいう。）」及び「退職手当の支払の時期」が明確なものでなければならない。

この「同等以上の水準」とは、第2の3の(1)のとおり設定した一般退職金の勤続年数別の支給月数又は支給金額と同水準以上であることをいう。

#### (2) 一般の労働者の退職金に相当する額と「同等以上」を確保する場合

協定対象派遣労働者に支給される退職金相当の手当等に相当する賃金をいい、当該賃金の額が第2の3の(2)の一般退職金と同額以上でなければならない。当該賃金の額については、「個々の協定対象派遣労働者に実際に支給される額」のほか、「直近の事業年度において協定対象派遣労働者に支給された額の平均額」、「協定対象派遣労働者に支給される見込み額の平均額」又は「標準的な協定対象派遣労働者に支給される額」等を労使で選択することも可能であること。

#### (3) 中小企業退職金共済制度等に加入する場合

第2の3の(3)の一般退職金の額以上の掛金（派遣元事業主負担分に限る。以下同じ。）により、中小企業退職金共済制度、確定給付企業年金、確定拠出年金等（以下「中小企業退職金共済制度等」という。）に加入する場合又は一般退職金の額以上の退職一時金の費用を派遣元事業主が負担している場合には、協定対象派遣労働者の退職金が一般退職金と同等以上であるものとみなす。この「等」には、例えば、派遣元事業主が独自に設けている企業年金制度が含まれるものであること。

なお、派遣労働者の納得感により資するよう、協定対象派遣労働者の基本給・賞与・手当等の額に退職給付等の費用の割合を乗じた額以上の額を中小企業退職金共済制度、確定給付企業年金、確定拠出年金等の掛金等とすることが望ましいものであること。

※ 一人の協定対象派遣労働者について、(2)及び(3)を併用すること

とが可能であり、その場合には、(2)の賃金と(3)の掛金等の合計額が、第2の3の(2)又は(3)の一般退職金の額と同額以上でなければならない。

#### 4 「基本給・賞与・手当等」、「通勤手当」、「退職金」の全部又は一部を合算する場合の取扱い

「基本給・賞与・手当等」、「通勤手当」、「退職金」の全部又は一部を合算した上で「同等以上」を確保する場合には、次の表の①から③までのいずれかの方法により、一般賃金及び協定対象派遣労働者の賃金をそれぞれ合算し、合算した協定対象派遣労働者の賃金の額が合算した一般賃金の額と同額以上でなければならない。なお、「通勤手当」を合算することができるのは、第2の2の(2)及び第3の2の(2)の場合に限られ、「退職金」を合算することができるのは、第2の3の(2)及び第3の3の(2)の場合に限られること。

	一般賃金	協定対象派遣労働者の賃金
①	「一般基本給・賞与等」 +「一般通勤手当(71円)」	「基本給・賞与・手当等」 +「通勤手当」
②	「一般基本給・賞与等」 +「一般退職金」(6%を一般基本給・賞与等に乗じた額)	「基本給・賞与・手当等」 +「退職金」
③	「一般基本給・賞与等」 +「一般通勤手当(71円)」 +「一般退職金」(6%を一般基本給・賞与等に乗じた額)	「基本給・賞与・手当等」 +「通勤手当」 +「退職金」

### 第4 労使協定の締結における留意点

次の1から3までについて、労使で十分な議論を行った上で合意した内容を労使協定に定めること。なお、労使協定方式については、派遣労働者の段階的・体系的なキャリアアップ支援など、派遣労働者の長期的なキャリア形成に配慮した雇用管理を行うことができるようすることを目的としたものである。このため、当該目的を達成する観点から、見直し前の労使協定に定める協定対象派遣労働者の賃金の額を基礎として、協定対象派遣労働者の公正な待遇の確保について労使で十分に議論することが望まれるものである。

#### 1 基本給・賞与・手当等

(1)から(3)までを労使で選択し、選択した内容をもとに、第2の1

のとおり一般基本給・賞与等を算定した上で、算定した一般基本給・賞与等及び協定対象派遣労働者の基本給・賞与・手当等を労使協定に定めること。

#### (1) 職種別の基準値

一般基本給・賞与等の職種別の基準値について、労働者派遣契約、就業の実態等を勘案し、別添1又は別添2の職種の基準値のうち、協定対象派遣労働者が従事する業務と最も近いと考えられるものを選択すること。例えば、協定対象派遣労働者の「中核的業務」をもとに、これらの統計の職種別の賃金を選択することが考えられること。なお、「中核的業務」とは、ある労働者に与えられた職務に伴う個々の業務のうち、当該職務を代表する中核的なものを指し、「与えられた職務に本質的又は不可欠な要素である業務」、「その成果が事業に対して大きな影響を与える業務」及び「労働者本人の職務全体に占める時間的割合・頻度が大きい業務」の基準に従つて総合的に判断されるものである。職種の選択に当たっては、職種について解説している「賃金構造基本統計調査の「役職及び職種解説」」又は「第4回改訂 厚生労働省編職業分類 職業分類表 改訂の経緯とその内容」(独立行政法人労働政策研究・研修機構)を参照すること。

また、別添1又は別添2のうちどの職種を選択するかは、基本的には労使の選択に委ねられるものであるが、協定対象派遣労働者の賃金を引き下げるなど、恣意的に職種を使い分けることは労使協定方式の趣旨に照らして適切ではなく、認められないことに留意すること。

この他、一つの労使協定において、職種ごとに別添1及び別添2を使い分ける場合には、その理由を労使協定に記載すること。また、一つの労使協定において、別添2の職種を選択する場合であって職業分類を使い分けるとき、具体的には、「大分類」と「当該大分類内の中分類又は小分類」又は「中分類」と「当該中分類内の小分類」を使い分ける場合には、その理由を労使協定に記載すること。

#### (2) 能力・経験調整指数

一般基本給・賞与等の能力・経験調整指数は、第2の1の(1)の②のとおりであるが、協定対象派遣労働者の賃金の決定方法に応じて、協定対象派遣労働者の能力及び経験を踏まえつつ、一般の労働者の勤続何年目相当に該当するかを考慮して適切なものを選択し、労使協定に定めること。例えば、協定対象派遣労働者の賃金が職務給である場合には、派遣労働者の業務の内容、難易度等が一般の労働者の勤続何年目に相当するか、という観点から選択することが考えられること。

#### (3) 地域指数

一般基本給・賞与等の地域指数は、第2の1の(1)の③のとおりであ

るが、協定対象派遣労働者の派遣先の事業所その他派遣就業の場所の所在地を含む都道府県又は公共職業安定所管轄地域の指数を選択し、労使協定に定めること。

また、都道府県の指数又は公共職業安定所管轄地域の指数のいずれの地域指數を選択するかは、基本的には労使の選択に委ねられるものであるが、協定対象派遣労働者の賃金を引き下げるなど、恣意的に地域指數を使い分けることは、労使協定方式の趣旨に照らして適切ではなく、認められないことに留意すること。

この他、一つの労使協定において、都道府県の指数及び公共職業安定所管轄地域の指数を使い分ける場合には、その理由を労使協定に記載すること。

なお、地域指數として全国計「100.0」の数値を用いることについては、則第25条の9に定める「派遣先の事業所その他派遣就業の場所の所在地」を勘案していることにはならず、一般賃金の額の算定要件を満たすものではないため、認められないことに留意すること。

## 2 通勤手当

### (1) 実費支給により同等以上を確保する場合

協定対象派遣労働者に対して、通勤手当として、派遣就業の場所と居住地の距離に係る費用の実費に相当する額を支給する旨を労使協定に定めること。当該額に上限がある場合には、上限額を協定対象派遣労働者の平均的な所定内労働時間1時間当たりに換算した額をあわせて労使協定に定めること。

### (2) 一般の労働者の通勤手当に相当する額と「同等以上」を確保する場合

第2の2の(2)の一般通勤手当「71円」及び第3の2の(2)又は4を満たすことが分かる内容を労使協定に定めること。

## 3 退職金

### (1) 退職金手当制度で比較する場合

第2の3の(1)のとおり設定した一般退職金及び第3の3の(1)の協定対象派遣労働者を対象とする退職手当制度を労使協定に定めること。

### (2) 一般の労働者の退職金に相当する額と「同等以上」を確保する場合

第2の3の(2)の一般退職金及び第3の3の(2)又は4を満たすことが分かる内容を労使協定に定めること。

### (3) 中小企業退職金共済制度等に加入する場合

協定対象派遣労働者が中小企業退職金共済制度等に加入する旨を労使

協定に定めること。例えば、中小企業退職金共済制度の場合には、独立行政法人勤労者退職金共済機構・中小企業退職金共済事業本部との間で退職金共済契約を締結する旨を労使協定に定めることが考えられる。

## 第5 本通知に示す統計以外の統計の利用

一般基本給・賞与等、一般通勤手当及び一般退職金については、次の1から3までのとおり、本通知に示す統計以外の統計（以下「独自統計等」という。）を用いることを可能とする。なお、独自統計等を用いる場合には、その理由を労使協定に記載すること。

### 1 一般基本給・賞与等

#### （1）考え方

一般基本給・賞与等については、第2の1の（2）のとおり、本通知に示す別添1又は別添2の数値等を労使で選択することとなるが、賃金構造基本統計調査で把握できる職種と派遣労働者が実際に行う業務との間に乖離がある場合、又は厚生労働省編職業分類の各小分類に含まれる職業に照らして、当該小分類に係る求人賃金の下限額の平均が派遣労働者の実際に行う業務に対する賃金の基準値とするのに適切でないと認められる場合等には、一定の要件を満たすことを条件として、独自統計等を用いることを認める。

#### （2）使用可能な独自統計等

次の①から③までの統計を認める。

- ① 統計法（平成19年法律第53号）第2条第6項の基幹統計調査又は同条第7項に規定する一般統計調査に該当する調査
- ② ①以外の地方公共団体又は独立行政法人等（統計法第2条第2項の独立行政法人等をいう。第5において同じ。）による統計
- ③ ①及び②以外の統計であって、（3）の要件を満たすもの

#### （3）独自統計等の要件

（2）の①及び②については、厚生労働省職業安定局需給調整事業課への協議は不要であるが、例えば、一般賃金として適切な母集団でない統計調査等は独自統計等として認められないことに留意すること。

（2）の③の統計については、次の①から⑦までの事項を満たすものでなければならない。また、既存の統計ではなく、（2）の③の統計に該当する統計を作成するため、経済団体、労働組合、業界団体等が新たに調査を実施する場合には、当分の間、当該調査を実施する前に、厚生労働省職業安定局需給調整事業課に協議するものとする。

また、派遣元事業主は、(2) の③の統計を用いる場合には、当分の間、労使協定を締結する前に、厚生労働省職業安定局需給調整事業課に協議するものとする。ただし、経済団体、労働組合、業界団体等が実施した調査であって同課に協議したものによる統計を用いる場合には、労使協定を締結する前に、同課に報告するものとする。

- ① 調査対象とする業務等が明確であること。
- ② 適切なサンプルサイズが確保されていること。具体的には、職種及び勤続年数ごとに標準誤差率 5 %以内又は 250 以上のサンプルサイズが確保されていること。
- ③ 標本が無作為に抽出されていること。
- ④ 一般基本給・賞与等を調査するものとして、適切な母集団が設定されていること。具体的には、母集団が少数の企業のみで構成されている場合や派遣先の顧客企業のみで構成されている場合、企業規模に偏りがある場合、母集団を恣意的に操作できる場合等は、認められないこと。また、当該母集団の特性を⑦の公表の際に示すこと。
- ⑤ 一般基本給・賞与等として用いる調査として、適切な復元処理を行っていること。
- ⑥ 調査時点が適切であること。原則として、適用しようとする基本給・賞与・手当等の直近 1 年以内の数値を調査することとするが、これより前の数値を調査する場合には、一般基本給・賞与等として用いる際に、適切な賃金上昇率を用いて補正すること。
- ⑦ 経済団体、労働組合、業界団体等が行う公表を前提とした統計調査であること。

#### (4) 独自統計等を用いる場合の留意点

- ① 独自統計等の数値を一般基本給・賞与等とする場合には、独自統計等を労使協定に添付するとともに、独自統計等を用いる理由を労使協定に記載すること。
- ② 原則として、独自統計等の調査対象地域に協定対象派遣労働者の就業場所等が含まれていること。調査対象地域が全国又は都道府県をまたぐ地域である場合には、派遣先の事業所その他派遣就業の場所に応じて、地域指数により数値を補正すること。
- ③ 独自統計等の有効期間は原則 1 年とすること。ただし、労使で十分な議論を行うことを前提として、適切な賃金上昇率を用いて補正し、労使協定に記載する場合は、当該補正を行った額を使用することも認められること（ただし、用いようとする独自統計等について、当該独自統計等が最新版の調査であるか確認すること。）。

## 2 一般通勤手当

### (1) 考え方

第2の2の(2)の「71円」については、無期雇用の労働者に支給された通勤手当の平均値をもとに算出した数値であり、地域における通勤手段を勘案したものとはいえないため、一定の要件を満たすことを条件として、独自統計等を用いることを認める。

### (2) 使用可能な独自統計等

次の①から③までの統計を認める。

- ① 統計法第2条第6項の基幹統計調査又は同条第7項に規定する一般統計調査に該当する調査
- ② ①以外の地方公共団体又は独立行政法人等による統計
- ③ ①及び②以外の統計であって、(3)の要件を満たすもの

### (3) 独自統計等の要件

(2)の①及び②については、厚生労働省職業安定局需給調整事業課への協議は不要であるが、例えば、一般賃金として適切な母集団でない統計調査等は独自統計等として認められないことに留意すること。

(2)の③の統計については、次の①から⑦までの事項を満たすものでなければならならない。また、既存の統計ではなく、(2)の③の統計に該当する統計を作成するため、経済団体、労働組合、業界団体等が新たに調査を実施する場合には、当分の間、当該調査を実施する前に、厚生労働省職業安定局需給調整事業課に協議するものとする。

また、派遣元事業主は、(2)の③の統計を用いる場合には、当分の間、労使協定を締結する前に、厚生労働省職業安定局需給調整事業課に協議するものとする。ただし、経済団体、労働組合、業界団体等が実施した調査であって同課に協議したものによる統計を用いる場合には、労使協定を締結する前に、同課に報告するものとする。

- ① 調査対象とする地域又は交通手段等が明確であること。
- ② 適切なサンプルサイズが確保されていること。具体的には、地域ごとに標準誤差率5%以内又は250以上のサンプルサイズが確保されていること。
- ③ 標本が無作為に抽出されていること。
- ④ 一般通勤手当を調査するものとして、適切な母集団が設定されていること。具体的には、母集団が少数の企業のみで構成されている場合や派遣先の顧客企業のみで構成されている場合、企業規模に偏りがある場合、母集団を恣意的に操作できる場合等は、認められないこと。また、当該

母集団の特性を⑦の公表の際に示すこと。

- ⑤ 一般通勤手当として用いる調査として、適切な復元処理を行っていること。
- ⑥ 調査時点が適切であること。原則として、適用しようとする通勤手当の直近1年以内の数値を調査することとするが、これより前の数値を調査する場合には、一般通勤手当として用いる際に、適切な賃金上昇率を用いて補正すること。
- ⑦ 経済団体、労働組合、業界団体等が行う公表を前提とした統計調査であること。

#### (4) 独自統計等を用いる場合の留意点

- ① 独自統計等の数値とともに一般通勤手当を設定した場合には、独自統計等を労使協定に添付するとともに、独自統計等を用いる理由を労使協定に記載すること。
- ② 独自統計等の調査対象地域に協定対象派遣労働者の就業場所等が含まれていること。
- ③ 独自統計等の有効期間は5年とすること。ただし、労使で十分な議論を行うことを前提として、適切な賃金上昇率を用いて補正し、労使協定に記載する場合は、当該補正を行った額を使用することも認められること。

### 3 一般退職金

#### (1) 考え方

第2の3の(1)の別添4については、例えば、調査対象が中小企業であることなど、一般の労働者の退職金として示す数値に限りがあるため、一定の要件を満たすことを条件として、独自統計等を用いることを認める。

#### (2) 使用可能な独自統計等

次の①から③までの統計を認める。

- ① 統計法第2条第6項の基幹統計調査又は同条第7項に規定する一般統計調査に該当する調査
- ② ①以外の地方公共団体又は独立行政法人等による統計
- ③ ①及び②以外の統計であって、(3)の要件を満たすもの

#### (3) 独自統計等の要件

(2)の①及び②については、厚生労働省職業安定局需給調整事業課への協議は不要であるが、例えば、一般賃金として適切な母集団でない統計調査等は独自統計等として認められないことに留意すること。

(2)の③の統計については、次の①から⑦までの事項を満たすもので

なければならならない。また、既存の統計ではなく、(2) の③の統計に該当する統計を作成するため、経済団体、労働組合、業界団体等が新たに調査を実施する場合には、当分の間、当該調査を実施する前に、厚生労働省職業安定局需給調整事業課に協議するものとする。

また、派遣元事業主は、(2) の③の統計を用いる場合には、当分の間、労使協定を締結する前に、厚生労働省職業安定局需給調整事業課に協議するものとする。ただし、経済団体、労働組合、業界団体等が実施した調査であって同課に協議したものによる統計を用いる場合には、労使協定を締結する前に、同課に報告するものとする。

- ① 調査対象とする受給者等が明確であること。
- ② 適切なサンプルサイズが確保されていること。具体的には、職種等ごとに標準誤差率 5 %以内又は 250 以上のサンプルサイズが確保されていること。
- ③ 標本が無作為に抽出されていること。
- ④ 一般退職金を調査するものとして、適切な母集団が設定されていること。具体的には、母集団が少数の企業のみで構成されている場合や派遣先の顧客企業のみで構成されている場合、企業規模に偏りがある場合、母集団を恣意的に操作できる場合等は、認められないこと。また、当該母集団の特性を⑦の公表の際に示すこと。
- ⑤ 一般退職金として用いる調査として、適切な復元処理を行っていること。
- ⑥ 調査時点が適切であること。原則として、適用しようとする退職金の直近 1 年以内の数値を調査することとするが、これより前の数値を調査する場合には、一般退職金として用いる際に、適切な賃金上昇率を用いて補正すること。
- ⑦ 経済団体、労働組合、業界団体等が行う公表を前提とした統計調査であること。

#### (4) 独自統計等を用いる場合の留意点

- ① 独自統計等の数値をもとに一般退職金を設定した場合には、独自統計等を労使協定に添付するとともに、独自統計等を用いる理由を労使協定に記載すること。
- ② 独自統計等の調査対象地域に協定対象派遣労働者の就業場所等が含まれていること。
- ③ 独自統計等の有効期間は 5 年とすること。

## 令和2年賃金構造基本統計調査による職種別平均賃金（時給換算）

別添1

無期雇用かつフルタイムの労働者について、(所定内給与+特別給与÷12)÷所定内時間で時給換算したものを特別集計  
企業規模計

企業規模計

(円)

## 企業規模計

(円)

	基準値 (0年)	基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						参考値(0年) (補正前)
		1年	2年	3年	5年	10年	20年	
1497 金属彫刻・表面処理従事者	1,167	1,334	1,446	1,503	1,570	1,763	2,201	1,408
1498 金属溶接・溶断従事者	1,033	1,181	1,280	1,331	1,389	1,561	1,948	1,254
1499 その他の製品製造・加工処理従事者（金属製品）	1,028	1,175	1,274	1,324	1,383	1,553	1,939	1,248
1501 化学製品製造従事者	1,099	1,256	1,362	1,416	1,478	1,661	2,073	1,330
1502 烹業・土石製品製造従事者	1,084	1,239	1,343	1,396	1,458	1,638	2,044	1,313
1503 食料品・飲料・たばこ製造従事者	973	1,112	1,206	1,253	1,309	1,470	1,835	1,186
1505 紡織・衣服・繊維製品製造従事者	877	1,002	1,087	1,130	1,180	1,325	1,654	1,076
1506 木・紙製品製造従事者	1,040	1,189	1,289	1,340	1,399	1,571	1,961	1,262
1507 印刷・製本従事者	1,013	1,158	1,255	1,305	1,362	1,531	1,911	1,231
1508 ゴム・プラスチック製品製造従事者	1,018	1,164	1,261	1,311	1,369	1,538	1,920	1,237
1509 その他の製品製造・加工処理従事者（金属製品を除く）	1,104	1,262	1,368	1,422	1,485	1,668	2,082	1,336
1511 はん用・生産用・業務用機械器具組立従事者	1,073	1,226	1,329	1,382	1,443	1,621	2,024	1,300
1512 電気機械器具組立従事者	989	1,130	1,225	1,274	1,330	1,494	1,865	1,204
1513 自動車組立従事者	1,227	1,402	1,520	1,580	1,650	1,854	2,314	1,476
1514 その他の機械組立従事者	1,020	1,166	1,264	1,314	1,372	1,541	1,924	1,239
1551 はん用・生産用・業務用機械器具・電気機械器具整備・修理従事者	1,540	1,760	1,908	1,984	2,071	2,327	2,904	1,835
1553 自動車整備・修理従事者	1,080	1,234	1,338	1,391	1,453	1,632	2,037	1,308
1554 その他の機械整備・修理従事者	1,166	1,333	1,445	1,502	1,568	1,762	2,199	1,407
1561 製品検査従事者（金属製品）	1,082	1,237	1,341	1,394	1,455	1,635	2,041	1,310
1571 製品検査従事者（金属製品を除く）	1,055	1,206	1,307	1,359	1,419	1,594	1,990	1,280
1581 機械検査従事者	1,101	1,258	1,364	1,418	1,481	1,664	2,076	1,332
1591 画工、塗装・看板制作従事者	1,035	1,183	1,282	1,333	1,392	1,564	1,952	1,257
1592 製図その他生産関連・生産類似作業従事者	1,122	1,282	1,390	1,445	1,509	1,695	2,116	1,356
1601 鉄道運転従事者	-	-	-	-	-	-	-	-
1611 バス運転者	1,121	1,281	1,389	1,444	1,508	1,694	2,114	1,355
1612 タクシー運転者	986	1,127	1,222	1,270	1,326	1,490	1,860	1,200
1613 乗用自動車運転者（タクシー運転者を除く）	-	-	-	-	-	-	-	-
1614 営業用大型貨物自動車運転者	1,194	1,365	1,479	1,538	1,606	1,804	2,252	1,439
1615 営業用貨物自動車運転者（大型車を除く）	1,052	1,202	1,303	1,355	1,415	1,590	1,984	1,276
1616 自家用貨物自動車運転者	1,160	1,326	1,437	1,494	1,560	1,753	2,188	1,400
1619 その他の自動車運転従事者	-	-	-	-	-	-	-	-
1624 航空機操縦士	-	-	-	-	-	-	-	-
1631 車掌	-	-	-	-	-	-	-	-
1639 他に分類されない輸送従事者	1,054	1,205	1,306	1,358	1,418	1,593	1,988	1,278
1641 発電員、変電員	1,029	1,176	1,275	1,325	1,384	1,555	1,941	1,250
1643 クレーン・ワインチ運転従事者	1,098	1,255	1,360	1,414	1,477	1,659	2,071	1,329
1645 建設・さく井機械運転従事者	1,090	1,246	1,351	1,404	1,466	1,647	2,056	1,320
1649 その他の定置・建設機械運転従事者	1,097	1,254	1,359	1,413	1,475	1,658	2,069	1,328
1651 建設躯体工事従事者	1,314	1,502	1,628	1,692	1,767	1,985	2,478	1,576
1661 大工	-	-	-	-	-	-	-	-
1666 配管従事者	1,244	1,422	1,541	1,602	1,673	1,880	2,346	1,496
1669 その他の建設従事者	1,195	1,366	1,481	1,539	1,607	1,806	2,254	1,440
1671 電気工事従事者	1,076	1,230	1,333	1,386	1,447	1,626	2,029	1,303
1681 土木従事者、鉄道線路工事従事者	1,232	1,408	1,526	1,587	1,657	1,862	2,324	1,482
1691 ダム・トンネル掘削従事者、採掘従事者	-	-	-	-	-	-	-	-
1702 船内・沿岸荷役従事者	1,161	1,327	1,438	1,495	1,562	1,754	2,190	1,401
1703 その他の運搬従事者	1,134	1,296	1,405	1,461	1,525	1,713	2,139	1,370

## 企業規模計

(円)

	基準値 (0年)	基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						参考値(0年) (補正前)
		1年	2年	3年	5年	10年	20年	
1711 ビル・建物清掃員	925	1,057	1,146	1,191	1,244	1,398	1,745	1,130
1712 清掃員（ビル・建物を除く）、廃棄物処理従事者	1,131	1,293	1,401	1,457	1,521	1,709	2,133	1,367
1721 包装従事者	945	1,080	1,171	1,217	1,271	1,428	1,782	1,153
1739 他に分類されない運搬・清掃・包装等従事者	993	1,135	1,230	1,279	1,336	1,500	1,873	1,208

注1) 無期雇用かつフルタイムの労働者の「所定内給与額」及び「特別給与額（12ヶ月で除したもの）」を合算した額を

各労働者の所定内労働時間で時給換算したものの平均値を算出

なお、昨年度は過去3年分の統計値を用いて算出を行ったが、令和2年賃金構造基本統計調査において職種区分の変更が行われ、

全職種の過去3年分の統計値を用いた算出が困難となってしまったため、今年度においては単年（令和2年調査）分の統計値を用いて算出

注2) 賃金構造基本統計調査は企業規模10人以上の企業が集計対象となっている

注3) 賃金構造基本統計調査の勤続0年の特別給与は、採用日から6月30日までに支給されたものを集計しているため、

採用日によっては冬季に支給される特別給与が含まれていない場合がある

注4) 一般労働者の通勤手当相当分（71円）を控除

注5) 基準値（0年）は、学歴計の初任給との差（12.7%）を調整

注6) 各年の金額は、基準値（0年）に賃金構造基本統計調査（産業計）から計算した能力・経験調整指数を乗じて作成

0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
100	114.3	123.9	128.8	134.5	151.1	188.6

注7) 一般基本給・賞与等の額の算定の結果、一般基本給・賞与等の基準値（0年）の額が最低賃金を下回る場合は、

最低賃金の額を基準値（0年）とした上で、当該額に能力・経験調整指数を乗じることにより、一般基本給・賞与等の額を算出すること

注8) 参考値（0年）は、一般労働者の通勤手当相当分（71円）の控除及び学歴計の初任給との差（12.7%）の調整を行う前の数値

注9) サンプルサイズが30未満又は必要サンプルサイズを満たしていない職種は「-」と表示

注10) 令和2年賃金構造基本統計調査において職種区分が見直されたため、下記の「令和元年までの調査の職種区分と令和2年調査の職種区分の対応表」

及び「令和2年調査の職種区分の解説」を参照すること。

(令和元年までの調査の職種区分と令和2年調査の職種区分の対応表)

<https://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/roudou/chingin/kouzou/detail/dl/20200214-02.pdf>

(令和2年調査の職種区分の解説)

<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00450091&tstat=000001011429&cycle=0&tclass1=000001152186&tclass2=000001154904&tclass3val=0> (※)

(※) リンク先の表番号6のPDFが該当資料となる。

## 職業安定業務統計の求人賃金を基準値とした一般基本給・賞与等の額（時給換算）

別添2

(円)

	基準値 (0年)	基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						参考値(0年)
		1年	2年	3年	5年	10年	20年	
職業計	<b>1,187</b> (-)	1,357	1,471	1,529	1,597	1,794	2,239	1,399
A 管理的職業	<b>1,497</b> (1,503)	1,711	1,855	1,928	2,013	2,262	2,823	1,711
01管理的公務員	<b>1,222</b> (-)	1,397	1,514	1,574	1,644	1,846	2,305	1,452
011管理的公務員	<b>1,222</b> (-)	1,397	1,514	1,574	1,644	1,846	2,305	1,452
02法人・団体の役員	<b>1,777</b> (-)	2,031	2,202	2,289	2,390	2,685	3,351	1,991
021会社役員	<b>1,753</b> (2,017)	2,004	2,172	2,258	2,358	2,649	3,306	2,071
029その他の法人・団体の役員	<b>1,812</b> (-)	2,071	2,245	2,334	2,437	2,738	3,417	1,877
03法人・団体の管理職員	<b>1,526</b> (1,531)	1,744	1,891	1,965	2,052	2,306	2,878	1,738
031会社の管理職員	<b>1,585</b> (-)	1,812	1,964	2,041	2,132	2,395	2,989	1,868
039その他の法人管理職員等	<b>1,468</b> (1,483)	1,678	1,819	1,891	1,974	2,218	2,769	1,611
04その他の管理的職業	<b>1,347</b> (-)	1,540	1,669	1,735	1,812	2,035	2,540	1,565
049その他の管理的職業	<b>1,347</b> (-)	1,540	1,669	1,735	1,812	2,035	2,540	1,565
B 専門的・技術的職業	<b>1,297</b> (-)	1,482	1,607	1,671	1,744	1,960	2,446	1,560
05研究者	<b>1,236</b> (1,262)	1,413	1,531	1,592	1,662	1,868	2,331	1,531
051研究者	<b>1,236</b> (1,262)	1,413	1,531	1,592	1,662	1,868	2,331	1,531
06農林水産技術者	<b>1,075</b> (-)	1,229	1,332	1,385	1,446	1,624	2,027	1,293
061農林水産技術者	<b>1,075</b> (-)	1,229	1,332	1,385	1,446	1,624	2,027	1,293
07開発技術者	<b>1,248</b> (-)	1,426	1,546	1,607	1,679	1,886	2,354	1,628
071食品開発技術者	<b>1,174</b> (-)	1,342	1,455	1,512	1,579	1,774	2,214	1,425
072電気・電子開発技術者等	<b>1,273</b> (-)	1,455	1,577	1,640	1,712	1,924	2,401	1,667
073機械開発技術者	<b>1,229</b> (-)	1,405	1,523	1,583	1,653	1,857	2,318	1,605
074自動車開発技術者	<b>1,246</b> (-)	1,424	1,544	1,605	1,676	1,883	2,350	1,677
075輸送用機器開発技術者	<b>1,154</b> (-)	1,319	1,430	1,486	1,552	1,744	2,176	1,500
076金属製錬・材料開発技術者	<b>1,208</b> (1,211)	1,381	1,497	1,556	1,625	1,825	2,278	1,488
077化学品開発技術者	<b>1,260</b> (-)	1,440	1,561	1,623	1,695	1,904	2,376	1,545
079その他の開発技術者	<b>1,247</b> (-)	1,425	1,545	1,606	1,677	1,884	2,352	1,539

(円)

	基準値 (0年)	基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						参考値(0年)
		1年	2年	3年	5年	10年	20年	
08製造技術者	1,252 (-)	1,431	1,551	1,613	1,684	1,892	2,361	1,592
081食品製造技術者	1,116 (1,120)	1,276	1,383	1,437	1,501	1,686	2,105	1,286
082電気・電子製造技術者等	1,307 (-)	1,494	1,619	1,683	1,758	1,975	2,465	1,704
083機械製造技術者	1,176 (1,184)	1,344	1,457	1,515	1,582	1,777	2,218	1,473
084自動車製造技術者	1,181 (-)	1,350	1,463	1,521	1,588	1,784	2,227	1,488
085輸送用機器製造技術者	1,212 (-)	1,385	1,502	1,561	1,630	1,831	2,286	1,468
086金属製鍊・材料製造技術者	1,155 (1,160)	1,320	1,431	1,488	1,553	1,745	2,178	1,414
087化学品製造技術者	1,188 (-)	1,358	1,472	1,530	1,598	1,795	2,241	1,436
089その他の製造技術者	1,168 (-)	1,335	1,447	1,504	1,571	1,765	2,203	1,401
09建築・土木技術者等	1,427 (-)	1,631	1,768	1,838	1,919	2,156	2,691	1,843
091建築技術者	1,410 (-)	1,612	1,747	1,816	1,896	2,131	2,659	1,838
092土木技術者	1,474 (-)	1,685	1,826	1,899	1,983	2,227	2,780	1,879
093測量技術者	1,193 (-)	1,364	1,478	1,537	1,605	1,803	2,250	1,542
10情報処理・通信技術者	1,340 (-)	1,532	1,660	1,726	1,802	2,025	2,527	1,838
101システムコンサルタント	1,367 (-)	1,562	1,694	1,761	1,839	2,066	2,578	1,952
102システム設計技術者	1,359 (-)	1,553	1,684	1,750	1,828	2,053	2,563	1,886
103プロジェクトマネージャー	1,687 (-)	1,928	2,090	2,173	2,269	2,549	3,182	2,213
104ソフトウェア開発技術者	1,342 (-)	1,534	1,663	1,728	1,805	2,028	2,531	1,853
105システム運用管理者	1,273 (-)	1,455	1,577	1,640	1,712	1,924	2,401	1,675
106通信ネットワーク技術者	1,313 (-)	1,501	1,627	1,691	1,766	1,984	2,476	1,804
109その他の情報処理技術者等	1,294 (-)	1,479	1,603	1,667	1,740	1,955	2,440	1,749
11その他の技術者	1,228 (-)	1,404	1,521	1,582	1,652	1,856	2,316	1,511
119その他の技術者	1,228 (-)	1,404	1,521	1,582	1,652	1,856	2,316	1,511
12医師、薬剤師等	1,813 (-)	2,072	2,246	2,335	2,438	2,739	3,419	2,170

(円)

	基準値 (0年)	基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						参考値(0年)
		1年	2年	3年	5年	10年	20年	
121医師	5,196 (-)	5,939	6,438	6,692	6,989	7,851	9,800	6,106
122歯科医師	2,391 (-)	2,733	2,962	3,080	3,216	3,613	4,509	3,400
123獣医師	1,544 (1,605)	1,765	1,913	1,989	2,077	2,333	2,912	1,865
124薬剤師	1,738 (1,755)	1,987	2,153	2,239	2,338	2,626	3,278	2,053
13保健師、助産師等	1,292 (-)	1,477	1,601	1,664	1,738	1,952	2,437	1,458
131保健師	1,320 (-)	1,509	1,635	1,700	1,775	1,995	2,490	1,477
132助産師	1,454 (1,460)	1,662	1,802	1,873	1,956	2,197	2,742	1,678
133看護師、准看護師	1,290 (-)	1,474	1,598	1,662	1,735	1,949	2,433	1,456
14医療技術者	1,285 (-)	1,469	1,592	1,655	1,728	1,942	2,424	1,454
141診療放射線技師	1,297 (-)	1,482	1,607	1,671	1,744	1,960	2,446	1,485
142臨床工学技士	1,223 (-)	1,398	1,515	1,575	1,645	1,848	2,307	1,411
143臨床検査技師	1,202 (-)	1,374	1,489	1,548	1,617	1,816	2,267	1,387
144理学療法士	1,367 (-)	1,562	1,694	1,761	1,839	2,066	2,578	1,531
145作業療法士	1,336 (-)	1,527	1,655	1,721	1,797	2,019	2,520	1,495
146視能訓練士、言語聴覚士	1,307 (1,308)	1,494	1,619	1,683	1,758	1,975	2,465	1,463
147歯科衛生士	1,226 (-)	1,401	1,519	1,579	1,649	1,852	2,312	1,383
148歯科技工士	1,159 (-)	1,325	1,436	1,493	1,559	1,751	2,186	1,515
15その他の保健医療	1,148 (-)	1,312	1,422	1,479	1,544	1,735	2,165	1,308
151栄養士、管理栄養士	1,102 (-)	1,260	1,365	1,419	1,482	1,665	2,078	1,230
152あん摩マッサージ指圧師等	1,236 (-)	1,413	1,531	1,592	1,662	1,868	2,331	1,482
153柔道整復師	1,279 (1,308)	1,462	1,585	1,647	1,720	1,933	2,412	1,513
159他に分類されない保健医療	1,173 (-)	1,341	1,453	1,511	1,578	1,772	2,212	1,318
16社会福祉の専門的職業	1,185 (-)	1,354	1,468	1,526	1,594	1,791	2,235	1,311
161福祉相談・指導専門員	1,168 (-)	1,335	1,447	1,504	1,571	1,765	2,203	1,295
162福祉施設指導専門員	1,144 (-)	1,308	1,417	1,473	1,539	1,729	2,158	1,271
163保育士	1,155 (-)	1,320	1,431	1,488	1,553	1,745	2,178	1,270
169その他の社会福祉の職業	1,250 (-)	1,429	1,549	1,610	1,681	1,889	2,358	1,379

(円)

	基準値 (0年)	基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						参考値(0年)
		1年	2年	3年	5年	10年	20年	
17法務の職業	1,330 (-)	1,520	1,648	1,713	1,789	2,010	2,508	1,678
172検察官	- (-)	-	-	-	-	-	-	-
173弁護士	- (-)	-	-	-	-	-	-	-
174弁理士	1,337 (1,356)	1,528	1,657	1,722	1,798	2,020	2,522	2,078
175司法書士	1,445 (1,447)	1,652	1,790	1,861	1,944	2,183	2,725	1,723
179その他の法務の職業	1,229 (-)	1,405	1,523	1,583	1,653	1,857	2,318	1,511
18経営・金融等の職業	1,341 (-)	1,533	1,661	1,727	1,804	2,026	2,529	1,694
181公認会計士	1,601 (-)	1,830	1,984	2,062	2,153	2,419	3,019	2,217
182税理士	1,412 (1,437)	1,614	1,749	1,819	1,899	2,134	2,663	1,867
183社会保険労務士	1,298 (-)	1,484	1,608	1,672	1,746	1,961	2,448	1,581
184金融・保険専門職	1,474 (-)	1,685	1,826	1,899	1,983	2,227	2,780	1,840
189その他の経営・金融等	1,284 (-)	1,468	1,591	1,654	1,727	1,940	2,422	1,589
19教育の職業	1,157 (1,165)	1,322	1,434	1,490	1,556	1,748	2,182	1,309
191幼稚園教員	1,127 (-)	1,288	1,396	1,452	1,516	1,703	2,126	1,219
192小学校教員	1,144 (-)	1,308	1,417	1,473	1,539	1,729	2,158	1,317
193中学校教員	1,213 (-)	1,386	1,503	1,562	1,631	1,833	2,288	1,460
194高等学校教員	1,179 (-)	1,348	1,461	1,519	1,586	1,781	2,224	1,355
195中等教育学校教員	- (-)	-	-	-	-	-	-	-
196特別支援学校教員	- (-)	-	-	-	-	-	-	-
197高等専門学校教員	- (-)	-	-	-	-	-	-	-
198大学教員	- (-)	-	-	-	-	-	-	-
199その他の教育の職業	1,172 (1,189)	1,340	1,452	1,510	1,576	1,771	2,210	1,354
20宗教家	1,200 (-)	1,372	1,487	1,546	1,614	1,813	2,263	1,395
201宗教家	1,200 (-)	1,372	1,487	1,546	1,614	1,813	2,263	1,395
21著述家、記者、編集者	1,190 (1,192)	1,360	1,474	1,533	1,601	1,798	2,244	1,424
211著述家	1,257 (-)	1,437	1,557	1,619	1,691	1,899	2,371	1,563
212記者	1,174 (1,189)	1,342	1,455	1,512	1,579	1,774	2,214	1,364
213編集者	1,171 (1,175)	1,338	1,451	1,508	1,575	1,769	2,209	1,409
22美術家、デザイナー等	1,161 (-)	1,327	1,438	1,495	1,562	1,754	2,190	1,433

(円)

	基準値 (0年)	基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						参考値(0年)
		1年	2年	3年	5年	10年	20年	
221彫刻家	- (-)	-	-	-	-	-	-	-
222画家、書家、漫画家	<b>1,101</b> (-)	1, 258	1, 364	1, 418	1, 481	1, 664	2, 076	1, 369
223工芸美術家	- (-)	-	-	-	-	-	-	-
224デザイナー	<b>1,173</b> (-)	1, 341	1, 453	1, 511	1, 578	1, 772	2, 212	1, 458
225写真家、映像撮影者	<b>1,090</b> (-)	1, 246	1, 351	1, 404	1, 466	1, 647	2, 056	1, 276
23音楽家、舞台芸術家	<b>1,173</b> <b>(1,177)</b>	1, 341	1, 453	1, 511	1, 578	1, 772	2, 212	1, 426
231音楽家	- (-)	-	-	-	-	-	-	-
233俳優	- (-)	-	-	-	-	-	-	-
234プロデューサー、演出家	<b>1,195</b> (-)	1, 366	1, 481	1, 539	1, 607	1, 806	2, 254	1, 461
235芸術家	- (-)	-	-	-	-	-	-	-
24その他の専門的職業	<b>1,187</b> <b>(1,188)</b>	1, 357	1, 471	1, 529	1, 597	1, 794	2, 239	1, 394
241図書館司書	- (-)	-	-	-	-	-	-	-
242学芸員	<b>1,159</b> (-)	1, 325	1, 436	1, 493	1, 559	1, 751	2, 186	1, 384
243カウンセラー	<b>1,252</b> <b>(1,292)</b>	1, 431	1, 551	1, 613	1, 684	1, 892	2, 361	1, 472
244個人教師	<b>1,155</b> <b>(1,159)</b>	1, 320	1, 431	1, 488	1, 553	1, 745	2, 178	1, 330
245職業スポーツ家	- (-)	-	-	-	-	-	-	-
246通信機器操作員	<b>1,129</b> (-)	1, 290	1, 399	1, 454	1, 519	1, 706	2, 129	1, 311
249他に分類されない専門	<b>1,248</b> <b>(1,250)</b>	1, 426	1, 546	1, 607	1, 679	1, 886	2, 354	1, 514
C事務的職業	<b>1,085</b> (-)	1, 240	1, 344	1, 397	1, 459	1, 639	2, 046	1, 246
25一般事務員	<b>1,047</b> (-)	1, 197	1, 297	1, 349	1, 408	1, 582	1, 975	1, 181
251総務事務員	<b>1,091</b> <b>(1,092)</b>	1, 247	1, 352	1, 405	1, 467	1, 649	2, 058	1, 254
252人事事務員	<b>1,266</b> (-)	1, 447	1, 569	1, 631	1, 703	1, 913	2, 388	1, 498
253企画・調査事務員	<b>1,248</b> (-)	1, 426	1, 546	1, 607	1, 679	1, 886	2, 354	1, 498
254受付・案内事務員	<b>1,063</b> (-)	1, 215	1, 317	1, 369	1, 430	1, 606	2, 005	1, 204
255秘書	<b>1,241</b> <b>(1,244)</b>	1, 418	1, 538	1, 598	1, 669	1, 875	2, 341	1, 463
256電話応接事務員	<b>1,118</b> (-)	1, 278	1, 385	1, 440	1, 504	1, 689	2, 109	1, 277
257総合事務員	<b>1,018</b> (-)	1, 164	1, 261	1, 311	1, 369	1, 538	1, 920	1, 136
258医療・介護事務員	<b>975</b> (-)	1, 114	1, 208	1, 256	1, 311	1, 473	1, 839	1, 075
259その他の一般事務の職業	<b>1,105</b> (-)	1, 263	1, 369	1, 423	1, 486	1, 670	2, 084	1, 275

(円)

	基準値 (0年)	基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						参考値(0年)
		1年	2年	3年	5年	10年	20年	
26会計事務員	1,159 (-)	1,325	1,436	1,493	1,559	1,751	2,186	1,388
261現金出納事務員	1,054 (-)	1,205	1,306	1,358	1,418	1,593	1,988	1,206
262銀行等窓口事務員	1,003 (1,020)	1,146	1,243	1,292	1,349	1,516	1,892	1,192
263経理事務員	1,143 (-)	1,306	1,416	1,472	1,537	1,727	2,156	1,359
269その他の会計事務の職業	1,287 (-)	1,471	1,595	1,658	1,731	1,945	2,427	1,622
27生産関連事務員	1,131 (-)	1,293	1,401	1,457	1,521	1,709	2,133	1,339
271生産現場事務員	1,152 (1,157)	1,317	1,427	1,484	1,549	1,741	2,173	1,384
272出荷・受荷係事務員	1,094 (-)	1,250	1,355	1,409	1,471	1,653	2,063	1,262
28営業・販売関連事務員	1,146 (1,151)	1,310	1,420	1,476	1,541	1,732	2,161	1,330
281営業・販売事務員	1,123 (1,129)	1,284	1,391	1,446	1,510	1,697	2,118	1,301
289その他の営業・販売事務	1,248 (1,254)	1,426	1,546	1,607	1,679	1,886	2,354	1,465
29外勤事務員	1,090 (1,111)	1,246	1,351	1,404	1,466	1,647	2,056	1,260
291集金人	1,081 (1,123)	1,236	1,339	1,392	1,454	1,633	2,039	1,226
292訪問調査員	1,216 (1,297)	1,390	1,507	1,566	1,636	1,837	2,293	1,398
299その他の外勤事務の職業	1,075 (-)	1,229	1,332	1,385	1,446	1,624	2,027	1,254
30運輸・郵便事務	1,206 (-)	1,378	1,494	1,553	1,622	1,822	2,275	1,376
301旅客・貨物係事務員	1,018 (-)	1,164	1,261	1,311	1,369	1,538	1,920	1,112
302運行管理事務員	1,216 (1,217)	1,390	1,507	1,566	1,636	1,837	2,293	1,390
303郵便事務員	- (-)	-	-	-	-	-	-	-
31事務用機器操作の職業	1,073 (-)	1,226	1,329	1,382	1,443	1,621	2,024	1,281
311パソコン操作員	1,094 (-)	1,250	1,355	1,409	1,471	1,653	2,063	1,345
312データ入力係員	1,042 (-)	1,191	1,291	1,342	1,401	1,574	1,965	1,213
313コンピュータ操作員	1,115 (1,133)	1,274	1,381	1,436	1,500	1,685	2,103	1,317
319その他の事務用機器操作	1,089 (-)	1,245	1,349	1,403	1,465	1,645	2,054	1,294
D販売の職業	1,195 (-)	1,366	1,481	1,539	1,607	1,806	2,254	1,424
32商品販売の職業	1,116 (-)	1,276	1,383	1,437	1,501	1,686	2,105	1,298
321小売店主・店長	1,254 (1,268)	1,433	1,554	1,615	1,687	1,895	2,365	1,466
322卸売店主・店長	1,409 (-)	1,610	1,746	1,815	1,895	2,129	2,657	1,712
323小売店販売員	1,105 (-)	1,263	1,369	1,423	1,486	1,670	2,084	1,284

(円)

	基準値 (0年)	基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						参考値(0年)
		1年	2年	3年	5年	10年	20年	
324卸売・商品実演販売員	1,153 (1,176)	1,318	1,429	1,485	1,551	1,742	2,175	1,316
325商品訪問・移動販売員	1,143 (-)	1,306	1,416	1,472	1,537	1,727	2,156	1,317
326再生資源回収・卸売人	1,176 (1,194)	1,344	1,457	1,515	1,582	1,777	2,218	1,331
327商品仕入営業員	1,267 (-)	1,448	1,570	1,632	1,704	1,914	2,390	1,530
33販売類似の職業	1,272 (-)	1,454	1,576	1,638	1,711	1,922	2,399	1,514
331不動産仲介・売買人	1,292 (-)	1,477	1,601	1,664	1,738	1,952	2,437	1,543
332保険代理人、保険仲立人	1,155 (-)	1,320	1,431	1,488	1,553	1,745	2,178	1,400
333有価証券売買・仲立人	- (-)	-	-	-	-	-	-	-
334質屋店主・店員	1,122 (1,134)	1,282	1,390	1,445	1,509	1,695	2,116	1,308
339その他の販売類似の職業	1,137 (-)	1,300	1,409	1,464	1,529	1,718	2,144	1,311
34営業の職業	1,244 (-)	1,422	1,541	1,602	1,673	1,880	2,346	1,503
341飲食料品販売営業員	1,220 (-)	1,394	1,512	1,571	1,641	1,843	2,301	1,384
342化学品販売営業員	1,200 (-)	1,372	1,487	1,546	1,614	1,813	2,263	1,435
343医薬品営業員	1,255 (-)	1,434	1,555	1,616	1,688	1,896	2,367	1,439
344機械器具販売営業員	1,194 (-)	1,365	1,479	1,538	1,606	1,804	2,252	1,451
345通信・情報システム営業員	1,305 (-)	1,492	1,617	1,681	1,755	1,972	2,461	1,647
346金融・保険営業員	1,178 (-)	1,346	1,460	1,517	1,584	1,780	2,222	1,461
347不動産営業員	1,321 (-)	1,510	1,637	1,701	1,777	1,996	2,491	1,600
349その他の営業の職業	1,248 (-)	1,426	1,546	1,607	1,679	1,886	2,354	1,502
Eサービスの職業	1,112 (1,121)	1,271	1,378	1,432	1,496	1,680	2,097	1,256
35家庭生活支援サービス	1,098 (1,117)	1,255	1,360	1,414	1,477	1,659	2,071	1,222
351家政婦（夫）、家事手伝	1,056 (1,134)	1,207	1,308	1,360	1,420	1,596	1,992	1,164
359その他の家庭生活サービス	1,143 (-)	1,306	1,416	1,472	1,537	1,727	2,156	1,285
36介護サービスの職業	1,087 (-)	1,242	1,347	1,400	1,462	1,642	2,050	1,197
361施設介護員	1,059 (-)	1,210	1,312	1,364	1,424	1,600	1,997	1,173
362訪問介護職	1,211 (-)	1,384	1,500	1,560	1,629	1,830	2,284	1,305
37保健医療サービス	963 (-)	1,101	1,193	1,240	1,295	1,455	1,816	1,052
371看護助手	932 (-)	1,065	1,155	1,200	1,254	1,408	1,758	1,010
372歯科助手	993 (-)	1,135	1,230	1,279	1,336	1,500	1,873	1,093

(円)

	基準値 (0年)	基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						参考値(0年)
		1年	2年	3年	5年	10年	20年	
379その他の保健医療サービス	972 (-)	1,111	1,204	1,252	1,307	1,469	1,833	1,069
38生活衛生サービス	1,181 (-)	1,350	1,463	1,521	1,588	1,784	2,227	1,417
381理容師	1,362 (-)	1,557	1,688	1,754	1,832	2,058	2,569	1,636
382美容師	1,167 (-)	1,334	1,446	1,503	1,570	1,763	2,201	1,430
383美容サービス職	1,109 (-)	1,268	1,374	1,428	1,492	1,676	2,092	1,311
384浴場従事人	1,011 (1,048)	1,156	1,253	1,302	1,360	1,528	1,907	1,106
385クリーニング職	1,007 (-)	1,151	1,248	1,297	1,354	1,522	1,899	1,085
389その他の生活衛生サービス	1,003 (-)	1,146	1,243	1,292	1,349	1,516	1,892	1,113
39飲食物調理の職業	1,141 (1,157)	1,304	1,414	1,470	1,535	1,724	2,152	1,328
391調理人	1,141 (1,157)	1,304	1,414	1,470	1,535	1,724	2,152	1,328
392バーテンダー	1,184 (1,212)	1,353	1,467	1,525	1,592	1,789	2,233	1,429
40接客・給仕の職業	1,206 (1,239)	1,378	1,494	1,553	1,622	1,822	2,275	1,395
401飲食店主・店長	1,329 (-)	1,519	1,647	1,712	1,788	2,008	2,506	1,524
402旅館・ホテル支配人	1,604 (1,645)	1,833	1,987	2,066	2,157	2,424	3,025	1,765
403飲食物給仕係	1,210 (1,281)	1,383	1,499	1,558	1,627	1,828	2,282	1,436
404旅館・ホテル・乗物接客員	1,066 (1,070)	1,218	1,321	1,373	1,434	1,611	2,010	1,204
405接客社交係、芸者等	1,122 (-)	1,282	1,390	1,445	1,509	1,695	2,116	1,339
406娯楽場等接客員	1,121 (1,156)	1,281	1,389	1,444	1,508	1,694	2,114	1,229
409その他の接客・給仕の職業	1,130 (1,148)	1,292	1,400	1,455	1,520	1,707	2,131	1,319
41居住施設・ビルの管理	1,157 (-)	1,322	1,434	1,490	1,556	1,748	2,182	1,275
411マンション管理人等	1,098 (1,100)	1,255	1,360	1,414	1,477	1,659	2,071	1,174
412寄宿舎・寮管理人	1,273 (1,275)	1,455	1,577	1,640	1,712	1,924	2,401	1,350
413ビル管理人	1,174 (-)	1,342	1,455	1,512	1,579	1,774	2,214	1,323
414駐車場・駐輪場管理人	1,055 (-)	1,206	1,307	1,359	1,419	1,594	1,990	1,149
419その他の居住施設等の管理	1,237 (-)	1,414	1,533	1,593	1,664	1,869	2,333	1,418
42その他のサービス	1,090 (-)	1,246	1,351	1,404	1,466	1,647	2,056	1,238
421添乗員、観光案内人	1,063 (-)	1,215	1,317	1,369	1,430	1,606	2,005	1,201
422物品一時預り人	- (-)	-	-	-	-	-	-	-

(円)

	基準値 (0年)	基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						参考値(0年)
		1年	2年	3年	5年	10年	20年	
423物品販賣人	<b>1,093</b> (-)	1,249	1,354	1,408	1,470	1,652	2,061	1,255
424広告宣伝人	<b>1,130</b> (-)	1,292	1,400	1,455	1,520	1,707	2,131	1,310
425葬儀師、火葬係	<b>1,106</b> (-)	1,264	1,370	1,425	1,488	1,671	2,086	1,273
426トリマー	<b>984</b> (-)	1,125	1,219	1,267	1,323	1,487	1,856	1,116
429他に分類されないサービス	<b>1,097</b> (-)	1,254	1,359	1,413	1,475	1,658	2,069	1,235
F 保安の職業	<b>1,064</b> (-)	1,216	1,318	1,370	1,431	1,608	2,007	1,171
43自衛官	<b>1,026</b> (-)	1,173	1,271	1,321	1,380	1,550	1,935	1,145
431自衛官	<b>1,026</b> (-)	1,173	1,271	1,321	1,380	1,550	1,935	1,145
44司法警察職員	<b>1,232</b> (-)	1,408	1,526	1,587	1,657	1,862	2,324	1,253
441警察官	<b>1,210</b> (-)	1,383	1,499	1,558	1,627	1,828	2,282	1,224
442海上保安官	- (-)	-	-	-	-	-	-	-
449その他の司法警察職員	- (-)	-	-	-	-	-	-	-
45その他の保安職業	<b>1,064</b> (-)	1,216	1,318	1,370	1,431	1,608	2,007	1,171
451看守	- (-)	-	-	-	-	-	-	-
452消防員	<b>1,021</b> (-)	1,167	1,265	1,315	1,373	1,543	1,926	1,124
453警備員	<b>1,059</b> (-)	1,210	1,312	1,364	1,424	1,600	1,997	1,139
459他に分類されない保安	<b>1,068</b> (-)	1,221	1,323	1,376	1,436	1,614	2,014	1,196

(円)

	基準値 (0年)	基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						参考値(0年)
		1年	2年	3年	5年	10年	20年	
G 農林漁業の職業	1,093 (-)	1,249	1,354	1,408	1,470	1,652	2,061	1,268
46 農業の職業	1,083 (-)	1,238	1,342	1,395	1,457	1,636	2,043	1,251
461 農耕作業員	1,012 (-)	1,157	1,254	1,303	1,361	1,529	1,909	1,122
462 養畜作業員	1,080 (-)	1,234	1,338	1,391	1,453	1,632	2,037	1,229
463 植木職、造園師	1,180 (-)	1,349	1,462	1,520	1,587	1,783	2,225	1,446
469 その他の農業の職業	1,033 (-)	1,181	1,280	1,331	1,389	1,561	1,948	1,157
47 林業の職業	1,120 (-)	1,280	1,388	1,443	1,506	1,692	2,112	1,333
471 育林作業員	1,097 (-)	1,254	1,359	1,413	1,475	1,658	2,069	1,317
472 伐木・造材・集材作業員	1,137 (-)	1,300	1,409	1,464	1,529	1,718	2,144	1,352
479 その他の林業の職業	1,048 (1,055)	1,198	1,298	1,350	1,410	1,584	1,977	1,201
48 漁業の職業	1,136 (-)	1,298	1,408	1,463	1,528	1,716	2,142	1,276
481 漁労作業員	1,193 (1,207)	1,364	1,478	1,537	1,605	1,803	2,250	1,349
482 漁労船の船長・航海士等	- (-)	-	-	-	-	-	-	-
483 海藻・貝類採取作業員	- (-)	-	-	-	-	-	-	-
484 水産養殖作業員	1,105 (-)	1,263	1,369	1,423	1,486	1,670	2,084	1,240
489 その他の漁業の職業	1,060 (-)	1,212	1,313	1,365	1,426	1,602	1,999	1,175
H 生産工程の職業	1,092 (-)	1,248	1,353	1,406	1,469	1,650	2,060	1,322
49 生産設備（金属）	1,073 (-)	1,226	1,329	1,382	1,443	1,621	2,024	1,290
491 製銛・製鋼製鍊設備等	1,064 (-)	1,216	1,318	1,370	1,431	1,608	2,007	1,280
492 鋳造・鍛造設備	1,079 (-)	1,233	1,337	1,390	1,451	1,630	2,035	1,289
493 金属工作設備制御・監視員	1,066 (1,068)	1,218	1,321	1,373	1,434	1,611	2,010	1,278
494 金属プレス設備	1,057 (-)	1,208	1,310	1,361	1,422	1,597	1,994	1,250
495 鉄工・製缶設備	1,099 (-)	1,256	1,362	1,416	1,478	1,661	2,073	1,364
496 板金設備制御・監視員	1,067 (-)	1,220	1,322	1,374	1,435	1,612	2,012	1,304
497 めっき・金属研磨設備	1,055 (1,084)	1,206	1,307	1,359	1,419	1,594	1,990	1,253
498 金属溶接・溶断設備	1,095 (1,097)	1,252	1,357	1,410	1,473	1,655	2,065	1,332

(円)

	基準値 (0年)	基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						参考値(0年)
		1年	2年	3年	5年	10年	20年	
499その他の生産設備（金属）	1,068 (-)	1,221	1,323	1,376	1,436	1,614	2,014	1,274
50生産設備（金属除く）	1,076 (-)	1,230	1,333	1,386	1,447	1,626	2,029	1,244
501化学製品生産設備	1,087 (-)	1,242	1,347	1,400	1,462	1,642	2,050	1,269
502窯業製品生産設備	1,123 (-)	1,284	1,391	1,446	1,510	1,697	2,118	1,282
503食料品生産設備	1,063 (-)	1,215	1,317	1,369	1,430	1,606	2,005	1,220
504飲料・たばこ生産設備	1,048 (-)	1,198	1,298	1,350	1,410	1,584	1,977	1,210
505紡織・衣服生産設備等	1,014 (-)	1,159	1,256	1,306	1,364	1,532	1,912	1,154
506木製製品生産設備等	1,060 (-)	1,212	1,313	1,365	1,426	1,602	1,999	1,226
507印刷・製本設備	1,064 (-)	1,216	1,318	1,370	1,431	1,608	2,007	1,239
508ゴム生産設備等	1,089 (-)	1,245	1,349	1,403	1,465	1,645	2,054	1,269
509その他の生産設備	1,087 (1,100)	1,242	1,347	1,400	1,462	1,642	2,050	1,258
51生産設備（機械）	1,076 (-)	1,230	1,333	1,386	1,447	1,626	2,029	1,263
511一般機械器具組立設備	1,100 (-)	1,257	1,363	1,417	1,480	1,662	2,075	1,313
512電気機械器具組立設備	1,053 (-)	1,204	1,305	1,356	1,416	1,591	1,986	1,207
513自動車組立設備	1,059 (1,060)	1,210	1,312	1,364	1,424	1,600	1,997	1,250
514輸送用機械器具組立設備	1,103 (1,135)	1,261	1,367	1,421	1,484	1,667	2,080	1,363
515計量計測機器組立設備等	- (-)	-	-	-	-	-	-	-
52金属材料製造等	1,109 (-)	1,268	1,374	1,428	1,492	1,676	2,092	1,363
521製銑工、製鋼工	1,087 (-)	1,242	1,347	1,400	1,462	1,642	2,050	1,310
522非鉄金属製鍊工	1,083 (1,084)	1,238	1,342	1,395	1,457	1,636	2,043	1,255
523鋳物製造工	1,069 (-)	1,222	1,324	1,377	1,438	1,615	2,016	1,242
524鍛造工	1,268 (-)	1,449	1,571	1,633	1,705	1,916	2,391	1,541
525金属熱処理工	1,115 (-)	1,274	1,381	1,436	1,500	1,685	2,103	1,299
526圧延工	1,090 (1,099)	1,246	1,351	1,404	1,466	1,647	2,056	1,296
527汎用金属工作機械工	1,085 (-)	1,240	1,344	1,397	1,459	1,639	2,046	1,323
528数値制御金属工作機械工	1,081 (-)	1,236	1,339	1,392	1,454	1,633	2,039	1,334
531金属プレス工	1,065 (-)	1,217	1,320	1,372	1,432	1,609	2,009	1,274

(円)

	基準値 (0年)	基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						参考値(0年)
		1年	2年	3年	5年	10年	20年	
532鉄工、製缶工	1,130 (-)	1,292	1,400	1,455	1,520	1,707	2,131	1,417
533板金工	1,135 (-)	1,297	1,406	1,462	1,527	1,715	2,141	1,460
534めっき工、金属研磨工	1,060 (-)	1,212	1,313	1,365	1,426	1,602	1,999	1,228
535くぎ・ばね製造工等	1,061 (-)	1,213	1,315	1,367	1,427	1,603	2,001	1,250
536金属製品製造工	1,078 (-)	1,232	1,336	1,388	1,450	1,629	2,033	1,305
537金属溶接・溶断工	1,142 (-)	1,305	1,415	1,471	1,536	1,726	2,154	1,408
539その他の金属材料製造等	1,102 (-)	1,260	1,365	1,419	1,482	1,665	2,078	1,292
54製品製造・加工処理	1,034 (-)	1,182	1,281	1,332	1,391	1,562	1,950	1,183
541化学製品製造工	1,071 (-)	1,224	1,327	1,379	1,440	1,618	2,020	1,240
542窯業・土石製品製造工	1,090 (-)	1,246	1,351	1,404	1,466	1,647	2,056	1,261
543精穀・製粉製造工等	1,023 (-)	1,169	1,267	1,318	1,376	1,546	1,929	1,155
544めん類製造工	993 (1,004)	1,135	1,230	1,279	1,336	1,500	1,873	1,104
545パン・菓子製造工	1,043 (-)	1,192	1,292	1,343	1,403	1,576	1,967	1,200
546豆腐・こんにゃく製造工等	1,011 (-)	1,156	1,253	1,302	1,360	1,528	1,907	1,123
547かん詰・びん詰製造工等	951 (-)	1,087	1,178	1,225	1,279	1,437	1,794	1,050
548乳・乳製品製造工	995 (-)	1,137	1,233	1,282	1,338	1,503	1,877	1,112
551食肉加工品製造工	1,085 (-)	1,240	1,344	1,397	1,459	1,639	2,046	1,248
552水産物加工工	1,008 (-)	1,152	1,249	1,298	1,356	1,523	1,901	1,131
553保存食品製造工等	995 (-)	1,137	1,233	1,282	1,338	1,503	1,877	1,108
554弁当・惣菜類製造工	1,059 (-)	1,210	1,312	1,364	1,424	1,600	1,997	1,196
555野菜つけ物工	964 (-)	1,102	1,194	1,242	1,297	1,457	1,818	1,055
556飲料・たばこ製造工	1,033 (-)	1,181	1,280	1,331	1,389	1,561	1,948	1,162
557紡織工	990 (-)	1,132	1,227	1,275	1,332	1,496	1,867	1,116
558衣服・繊維製品製造工	898 (-)	1,026	1,113	1,157	1,208	1,357	1,694	971
561木製製品製造工	1,030 (-)	1,177	1,276	1,327	1,385	1,556	1,943	1,217
562パルプ・紙・紙製品製造工	1,034 (-)	1,182	1,281	1,332	1,391	1,562	1,950	1,172
563印刷・製本作業員	1,063 (-)	1,215	1,317	1,369	1,430	1,606	2,005	1,244
564ゴム製品製造工	1,039 (-)	1,188	1,287	1,338	1,397	1,570	1,960	1,169

(円)

	基準値 (0年)	基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						参考値(0年)
		1年	2年	3年	5年	10年	20年	
565プラスチック製品製造工	1,048 (-)	1,198	1,298	1,350	1,410	1,584	1,977	1,219
569その他の製品製造等	1,054 (-)	1,205	1,306	1,358	1,418	1,593	1,988	1,194
57機械組立の職業	1,084 (-)	1,239	1,343	1,396	1,458	1,638	2,044	1,310
571一般機械器具組立工	1,134 (-)	1,296	1,405	1,461	1,525	1,713	2,139	1,407
572電気機械組立工	1,053 (-)	1,204	1,305	1,356	1,416	1,591	1,986	1,284
573電気通信機械器具組立工	1,014 (-)	1,159	1,256	1,306	1,364	1,532	1,912	1,162
574電子応用機械器具組立工	1,043 (1,048)	1,192	1,292	1,343	1,403	1,576	1,967	1,336
575電子機械器具組立工等	1,008 (-)	1,152	1,249	1,298	1,356	1,523	1,901	1,163
576半導体製品製造工	1,035 (-)	1,183	1,282	1,333	1,392	1,564	1,952	1,177
577電球・電子管組立工	1,015 (-)	1,160	1,258	1,307	1,365	1,534	1,914	1,130
578乾電池・蓄電池製造工	1,039 (1,087)	1,188	1,287	1,338	1,397	1,570	1,960	1,151
581被覆電線製造工	999 (-)	1,142	1,238	1,287	1,344	1,509	1,884	1,128
582束線工	921 (-)	1,053	1,141	1,186	1,239	1,392	1,737	998
583電子機器部品組立工	985 (-)	1,126	1,220	1,269	1,325	1,488	1,858	1,127
584自動車組立工	1,058 (-)	1,209	1,311	1,363	1,423	1,599	1,995	1,225
585輸送用機械器具組立工	1,094 (-)	1,250	1,355	1,409	1,471	1,653	2,063	1,313
586計量計測機器組立工	1,060 (-)	1,212	1,313	1,365	1,426	1,602	1,999	1,231
587光学機械器具組立工	971 (-)	1,110	1,203	1,251	1,306	1,467	1,831	1,126
588レンズ研磨工・加工工	1,060 (-)	1,212	1,313	1,365	1,426	1,602	1,999	1,173
591時計組立工	- (-)	-	-	-	-	-	-	-
599その他の機械組立の職業	1,086 (-)	1,241	1,346	1,399	1,461	1,641	2,048	1,310
60機械整備・修理の職業	1,122 (-)	1,282	1,390	1,445	1,509	1,695	2,116	1,385
601一般機械器具修理工	1,139 (-)	1,302	1,411	1,467	1,532	1,721	2,148	1,406
602電気機械器具修理工	1,145 (-)	1,309	1,419	1,475	1,540	1,730	2,159	1,420
603自動車整備工	1,109 (-)	1,268	1,374	1,428	1,492	1,676	2,092	1,369
604輸送用機械器具整備等	1,121 (1,125)	1,281	1,389	1,444	1,508	1,694	2,114	1,360
605計量計測機器修理工等	1,165 (-)	1,332	1,443	1,501	1,567	1,760	2,197	1,415
61製品検査（金属）	1,053 (-)	1,204	1,305	1,356	1,416	1,591	1,986	1,247
611金属材料検査工	1,044 (-)	1,193	1,294	1,345	1,404	1,577	1,969	1,223

(円)

	基準値 (0年)	基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						参考値(0年)
		1年	2年	3年	5年	10年	20年	
612金属加工・溶接検査工	1,055 (-)	1,206	1,307	1,359	1,419	1,594	1,990	1,254
62製品検査(金属除く)	1,026 (-)	1,173	1,271	1,321	1,380	1,550	1,935	1,157
621化学製品検査工	1,085 (-)	1,240	1,344	1,397	1,459	1,639	2,046	1,270
622窯業製品検査工	1,130 (-)	1,292	1,400	1,455	1,520	1,707	2,131	1,306
623食料品検査工	1,049 (-)	1,199	1,300	1,351	1,411	1,585	1,978	1,171
624飲料・たばこ検査工	992 (1,002)	1,134	1,229	1,278	1,334	1,499	1,871	1,155
625紡織・衣服製品検査工等	904 (-)	1,033	1,120	1,164	1,216	1,366	1,705	973
626木製製品・パルプ検査工等	984 (-)	1,125	1,219	1,267	1,323	1,487	1,856	1,088
627印刷・製本検査工	995 (-)	1,137	1,233	1,282	1,338	1,503	1,877	1,109
628ゴム製品検査工等	969 (-)	1,108	1,201	1,248	1,303	1,464	1,828	1,073
629その他の製品検査の職業	1,048 (-)	1,198	1,298	1,350	1,410	1,584	1,977	1,181
63機械検査の職業	1,085 (-)	1,240	1,344	1,397	1,459	1,639	2,046	1,295
631一般機械器具検査工	1,084 (-)	1,239	1,343	1,396	1,458	1,638	2,044	1,294
632電気機械器具検査工	1,040 (-)	1,189	1,289	1,340	1,399	1,571	1,961	1,213
633自動車検査工	1,165 (-)	1,332	1,443	1,501	1,567	1,760	2,197	1,443
634輸送用機械器具検査工	1,112 (1,124)	1,271	1,378	1,432	1,496	1,680	2,097	1,332
635計量計測機器検査工等	1,080 (1,088)	1,234	1,338	1,391	1,453	1,632	2,037	1,276
64生産関連・生産類似	1,148 (-)	1,312	1,422	1,479	1,544	1,735	2,165	1,463
641塗装工	1,144 (-)	1,308	1,417	1,473	1,539	1,729	2,158	1,473
642画工、看板制作工	1,092 (-)	1,248	1,353	1,406	1,469	1,650	2,060	1,343
643製図工	1,163 (-)	1,329	1,441	1,498	1,564	1,757	2,193	1,480
644パターンナー	1,017 (1,029)	1,162	1,260	1,310	1,368	1,537	1,918	1,160
649その他の生産関連等	1,102 (-)	1,260	1,365	1,419	1,482	1,665	2,078	1,305
I 輸送・機械運転の職業	1,243 (-)	1,421	1,540	1,601	1,672	1,878	2,344	1,413
65鉄道運転の職業	974 (998)	1,113	1,207	1,255	1,310	1,472	1,837	1,134
651電車運転士	- (-)	-	-	-	-	-	-	-
659その他の鉄道運転の職業	982 (1,015)	1,122	1,217	1,265	1,321	1,484	1,852	1,120
66自動車運転の職業	1,250 (-)	1,429	1,549	1,610	1,681	1,889	2,358	1,410
661バス運転手	1,137 (1,156)	1,300	1,409	1,464	1,529	1,718	2,144	1,253

(円)

	基準値 (0年)	基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						参考値(0年)
		1年	2年	3年	5年	10年	20年	
662乗用自動車運転手	1,017 (-)	1,162	1,260	1,310	1,368	1,537	1,918	1,121
663貨物自動車運転手	1,323 (-)	1,512	1,639	1,704	1,779	1,999	2,495	1,499
669その他の自動車運転の職業	1,231 (1,232)	1,407	1,525	1,586	1,656	1,860	2,322	1,412
67船舶・航空機運転	1,376 (-)	1,573	1,705	1,772	1,851	2,079	2,595	1,651
671船長（漁労船を除く）	1,352 (-)	1,545	1,675	1,741	1,818	2,043	2,550	1,640
672航海士・運航士、水先人	1,251 (1,316)	1,430	1,550	1,611	1,683	1,890	2,359	1,464
673船舶機関長・機関士	- (-)	-	-	-	-	-	-	-
674航空機操縦士	- (-)	-	-	-	-	-	-	-
68その他の輸送の職業	1,127 (-)	1,288	1,396	1,452	1,516	1,703	2,126	1,240
681車掌	952 (-)	1,088	1,180	1,226	1,280	1,438	1,795	1,020
682駅構内係	952 (-)	1,088	1,180	1,226	1,280	1,438	1,795	1,011
683甲板員、船舶機関員	1,255 (1,271)	1,434	1,555	1,616	1,688	1,896	2,367	1,478
684フォークリフト運転作業員	1,125 (-)	1,286	1,394	1,449	1,513	1,700	2,122	1,235
689他に分類されない輸送	1,152 (-)	1,317	1,427	1,484	1,549	1,741	2,173	1,293
69定置・建設機械運転	1,243 (-)	1,421	1,540	1,601	1,672	1,878	2,344	1,464
691発電員、変電員	1,160 (1,164)	1,326	1,437	1,494	1,560	1,753	2,188	1,442
692ボイラーオペレーター	1,078 (1,079)	1,232	1,336	1,388	1,450	1,629	2,033	1,260
693クレーン・巻上機運転工	1,286 (-)	1,470	1,593	1,656	1,730	1,943	2,425	1,553
694ポンプ・送風機運転工	1,155 (1,160)	1,320	1,431	1,488	1,553	1,745	2,178	1,347
695建設機械運転工	1,304 (-)	1,490	1,616	1,680	1,754	1,970	2,459	1,542
696玉掛け作業員	1,219 (-)	1,393	1,510	1,570	1,640	1,842	2,299	1,382
697ビル設備管理員	1,195 (-)	1,366	1,481	1,539	1,607	1,806	2,254	1,370
699その他の定置機械運転等	1,111 (-)	1,270	1,377	1,431	1,494	1,679	2,095	1,304
J建設・採掘の職業	1,220 (-)	1,394	1,512	1,571	1,641	1,843	2,301	1,537
70建設躯体工事の職業	1,292 (-)	1,477	1,601	1,664	1,738	1,952	2,437	1,658
701型枠大工	1,264 (1,269)	1,445	1,566	1,628	1,700	1,910	2,384	1,629
702とび工	1,308 (-)	1,495	1,621	1,685	1,759	1,976	2,467	1,672
703鉄筋工	1,263 (-)	1,444	1,565	1,627	1,699	1,908	2,382	1,631
71建設の職業	1,212 (-)	1,385	1,502	1,561	1,630	1,831	2,286	1,545

(円)

	基準値 (0年)	基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						参考値(0年)
		1年	2年	3年	5年	10年	20年	
711大工	1,213 (-)	1,386	1,503	1,562	1,631	1,833	2,288	1,569
712ブロック積工、タイル張工	1,250 (-)	1,429	1,549	1,610	1,681	1,889	2,358	1,597
713屋根ふき工	1,196 (1,209)	1,367	1,482	1,540	1,609	1,807	2,256	1,543
714左官	1,231 (-)	1,407	1,525	1,586	1,656	1,860	2,322	1,547
715畳工	1,070 (1,086)	1,223	1,326	1,378	1,439	1,617	2,018	1,264
716配管工	1,206 (-)	1,378	1,494	1,553	1,622	1,822	2,275	1,536
717内装工	1,200 (1,205)	1,372	1,487	1,546	1,614	1,813	2,263	1,550
718防水工	1,244 (1,248)	1,422	1,541	1,602	1,673	1,880	2,346	1,629
719その他の建設の職業	1,215 (-)	1,389	1,505	1,565	1,634	1,836	2,291	1,519
72電気工事の職業	1,174 (-)	1,342	1,455	1,512	1,579	1,774	2,214	1,512
721送電線架線・敷設作業員	1,259 (-)	1,439	1,560	1,622	1,693	1,902	2,374	1,564
722配電線架線・敷設作業員	1,189 (-)	1,359	1,473	1,531	1,599	1,797	2,242	1,517
723通信線架線・敷設作業員	1,110 (1,115)	1,269	1,375	1,430	1,493	1,677	2,093	1,418
724電気通信設備作業員	1,173 (-)	1,341	1,453	1,511	1,578	1,772	2,212	1,489
725電気工事作業員	1,175 (-)	1,343	1,456	1,513	1,580	1,775	2,216	1,517
73土木の職業	1,226 (-)	1,401	1,519	1,579	1,649	1,852	2,312	1,500
731土木作業員	1,225 (-)	1,400	1,518	1,578	1,648	1,851	2,310	1,499
732鉄道線路工事作業員	1,343 (-)	1,535	1,664	1,730	1,806	2,029	2,533	1,573
733ダム・トンネル掘削作業員	1,524 (1,526)	1,742	1,888	1,963	2,050	2,303	2,874	1,919
74採掘の職業	1,208 (1,234)	1,381	1,497	1,556	1,625	1,825	2,278	1,395
741採鉱員	1,105 (1,108)	1,263	1,369	1,423	1,486	1,670	2,084	1,291
742石切出作業員	1,187 (-)	1,357	1,471	1,529	1,597	1,794	2,239	1,349
743じゃり・砂採取作業員等	1,202 (-)	1,374	1,489	1,548	1,617	1,816	2,267	1,358
749その他の採掘の職業	1,292 (1,394)	1,477	1,601	1,664	1,738	1,952	2,437	1,551
K運搬・清掃等の職業	1,110 (-)	1,269	1,375	1,430	1,493	1,677	2,093	1,239
75運搬の職業	1,136 (-)	1,298	1,408	1,463	1,528	1,716	2,142	1,272
751郵便集配員、電報配達員	1,164 (-)	1,330	1,442	1,499	1,566	1,759	2,195	1,240
752港湾荷役作業員	1,104 (-)	1,262	1,368	1,422	1,485	1,668	2,082	1,225
753陸上荷役・運搬作業員	1,172 (-)	1,340	1,452	1,510	1,576	1,771	2,210	1,318

(円)

	基準値 (0年)	基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						参考値(0年)
		1年	2年	3年	5年	10年	20年	
754倉庫作業員	1,104 (-)	1,262	1,368	1,422	1,485	1,668	2,082	1,230
755配達員	1,151 (-)	1,316	1,426	1,482	1,548	1,739	2,171	1,289
756荷造作業員	1,040 (-)	1,189	1,289	1,340	1,399	1,571	1,961	1,157
76清掃の職業	1,086 (-)	1,241	1,346	1,399	1,461	1,641	2,048	1,204
761ビル・建物清掃員	1,017 (-)	1,162	1,260	1,310	1,368	1,537	1,918	1,102
762ハウスクリーニング作業員	1,115 (1,130)	1,274	1,381	1,436	1,500	1,685	2,103	1,304
763道路・公園清掃員	1,157 (-)	1,322	1,434	1,490	1,556	1,748	2,182	1,309
764ごみ収集・し尿汲取作業員	1,110 (-)	1,269	1,375	1,430	1,493	1,677	2,093	1,217
765産業廃棄物収集作業員	1,151 (1,158)	1,316	1,426	1,482	1,548	1,739	2,171	1,280
769その他の清掃の職業	1,174 (-)	1,342	1,455	1,512	1,579	1,774	2,214	1,338
77包装の職業	982 (-)	1,122	1,217	1,265	1,321	1,484	1,852	1,061
771製品包装作業員	984 (-)	1,125	1,219	1,267	1,323	1,487	1,856	1,062
779その他の包装の職業	960 (-)	1,097	1,189	1,236	1,291	1,451	1,811	1,056
78その他の運搬等の職業	1,088 (-)	1,244	1,348	1,401	1,463	1,644	2,052	1,226
781選別作業員	1,090 (-)	1,246	1,351	1,404	1,466	1,647	2,056	1,206
782軽作業員	1,090 (-)	1,246	1,351	1,404	1,466	1,647	2,056	1,243
789他に分類されない運搬等	1,074 (-)	1,228	1,331	1,383	1,445	1,623	2,026	1,210

注1) 基準値（0年）は、令和2年度にハローワークで受理した無期かつフルタイムの求人に係る求人賃金（月給）の下限額の平均を、一定の計算方法（月額×12÷52÷40）で時給換算し賃金構造基本統計調査から計算した賞与指數（0年）を乗じて作成

注2) 求人件数が30件未満の職業は「-」と表示

注3) 賞与指數（0年）は、1.02

注4) 賞与指數の計算には、賃金構造基本統計調査の勤続0年の特別給与が使われているが、

賃金構造基本統計調査の勤続0年の特別給与は、採用日から6月30日までに支給されたものを集計しているため、採用日によっては冬季に支給される特別給与が含まれていない場合がある

注5) 各年の金額は、基準値（0年）に賃金構造基本統計調査（産業計）から計算した能力・経験調整指數を乗じて作成

0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
100	114.3	123.9	128.8	134.5	151.1	188.6

注6) 一般基本給・賞与等の額の算定の結果、一般基本給・賞与等の基準値（0年）の額が、最低賃金を下回る場合には、最低賃金の額を基準値（0年）の額とした上で、当該額に能力・経験調整指數を乗じることにより、一般基本給・賞与等の額を算出すること

注7) 参考値（0年）は、令和2年度にハローワークで受理した無期かつフルタイムの求人に係る求人賃金（月給）の上限額と下限額の中間値の平均を時給換算（月額×12÷52÷40）した額

注8) 上記職業分類は、平成23年改定「厚生労働省編職業分類」に基づく

注9) 基準値（0年）の（）内の額は、令和2年度以降に適用された基準値（0年）の中で、最も高い賃金額（参考値）

令和4年度に適用される基準値（0年）の額が、令和2年度以降に適用された基準値（0年）の中で最も高い場合は、

「(-)」と表示

## 職業安定業務統計による地域指数

	都道府県別地域指数（※）
全国計	100.0
北海道	92.7
青森	83.8
岩手	86.7
宮城	96.9
秋田	86.2
山形	89.1
福島	92.8
茨城	100.4
栃木	98.9
群馬	98.3
埼玉	105.8
千葉	105.7
東京	114.3
神奈川	109.4
新潟	94.2
富山	97.5
石川	97.4
福井	97.5
山梨	98.6
長野	97.7
岐阜	100.2
静岡	100.1
愛知	105.4
三重	98.7
滋賀	98.7
京都	101.4
大阪	108.2
兵庫	102.1
奈良	101.2
和歌山	93.1
鳥取	89.3
島根	87.5
岡山	96.0
広島	97.4
山口	91.2
徳島	91.1
香川	95.6
愛媛	90.4
高知	88.0
福岡	93.0
佐賀	86.5
長崎	84.8
熊本	88.0
大分	89.8
宮崎	85.0
鹿児島	86.8
沖縄	85.2

※ 平成30年度から令和2年度にハローワークで受理した無期かつフルタイムの求人に係る求人賃金（月給）の上限額と下限額の中間値の平均の全国計を100として、職業大分類の構成比の違いを除去して指数化

### 職業安定業務統計による地域指数

	ハローワーク別地域指数（※）
全国計	100.0
北海道	92.7
0101 札幌計	98.4
0102 函館計	88.1
0103 旭川計	89.2
0104 帯広計	94.6
0105 北見計	87.9
0106 紋別計	88.5
0107 小樽計	85.9
0108 滝川計	88.0
0109 銚路計	88.0
0110 室蘭計	92.2
0111 岩見沢計	88.3
0112 稚内計	89.0
0113 岩内計	93.3
0114 留萌計	86.5
0115 名寄計	90.6
0116 浦河計	92.0
0118 網走計	88.8
0119 苫小牧計	93.3
0120 根室計	88.9
0123 札幌東計	93.3
0124 札幌北計	95.5
0125 千歳計	92.1
青森	83.8
0201 青森計	84.6
0202 八戸計	85.5
0203 弘前計	81.2
0204 むつ計	83.8
0205 野辺地計	85.2
0206 五所川原計	78.0
0208 三沢計	84.4
0209 黒石計	79.1
岩手	86.7
0301 盛岡計	87.6
0302 釜石計	82.8
0303 宮古計	83.1
0304 花巻計	86.7
0305 一関計	88.0
0306 水沢計	86.3
0307 北上計	89.2
0308 大船渡計	86.6

	ハローワーク別地域指数（※）
0309 二戸計	81.4
0310 久慈計	83.2
宮城	96.9
0401 仙台計	100.9
0402 石巻計	91.2
0403 塩釜計	93.2
0404 古川計	89.0
0405 大河原計	89.2
0406 築館計	88.5
0407 迫計	87.0
0408 気仙沼計	86.8
秋田	86.2
0501 秋田計	89.5
0502 能代計	85.7
0503 大館計	82.8
0504 大曲計	85.0
0505 本荘計	87.0
0506 横手計	82.7
0507 湯沢計	82.1
0508 鹿角計	82.2
山形	89.1
0601 山形計	90.7
0602 米沢計	87.6
0603 酒田計	88.8
0604 鶴岡計	88.0
0605 新庄計	86.8
0606 長井計	86.7
0607 村山計	89.5
0608 寒河江計	89.9
福島	92.8
0701 福島計	90.3
0702 いわき計	94.2
0703 会津若松計	86.2
0704 郡山計	96.7
0705 白河計	90.0
0706 須賀川計	89.2
0708 二本松計	91.2
0712 相双計	97.0
茨城	100.4
0801 水戸計	98.4
0802 日立計	97.0
0803 筑西計	97.6
0804 土浦計	101.2
0805 古河計	108.3

	ハローワーク別地域指数（※）
0806 常総計	102.1
0808 石岡計	97.8
0809 常陸大宮計	93.8
0810 龍ヶ崎計	102.8
0811 高萩計	90.7
0812 常陸鹿嶋計	100.4
栃木	98.9
0901 宇都宮計	99.7
0902 鹿沼計	102.7
0903 栃木計	97.5
0904 佐野計	96.4
0905 足利計	98.0
0906 真岡計	96.3
0907 矢板計	96.4
0908 大田原計	97.1
0909 小山計	100.8
0911 日光計	96.9
0912 黒磯計	96.1
群馬	98.3
1001 前橋計	95.1
1002 高崎計	102.1
1003 桐生計	91.9
1004 伊勢崎計	100.5
1005 太田計	100.0
1006 館林計	98.4
1007 沼田計	96.4
1008 群馬富岡計	97.3
1009 藤岡計	95.6
1010 渋川計	96.5
埼玉	105.8
1101 川口計	108.6
1102 熊谷計	101.0
1103 大宮計	107.4
1104 川越計	105.0
1105 浦和計	107.4
1106 所沢計	106.0
1107 秩父計	95.9
1108 春日部計	104.1
1109 行田計	100.5
1110 草加計	107.7
1111 朝霞計	106.9
1112 越谷計	105.9
千葉	105.7
1201 千葉計	106.9
1202 市川計	108.7

	ハローワーク別地域指数（※）
1203 銚子計	98.1
1204 館山計	97.0
1205 木更津計	105.3
1206 佐原計	100.5
1207 茂原計	102.2
1208 松戸計	107.4
1209 船橋計	108.4
1210 成田計	105.2
1211 千葉南計	104.4
東京	114.3
1301 飯田橋計	115.6
1303 上野計	115.0
1304 品川計	113.5
1306 大森計	110.0
1307 渋谷計	113.7
1308 新宿計	116.9
1309 池袋計	113.9
1310 王子計	111.7
1311 足立計	111.9
1312 墨田計	112.0
1313 木場計	110.9
1314 八王子計	107.4
1315 立川計	108.5
1316 青梅計	109.0
1317 三鷹計	120.6
1319 町田計	108.1
1320 府中計	107.7
神奈川	109.4
1401 横浜計	112.1
1403 戸塚計	107.1
1404 川崎計	109.7
1405 横須賀計	105.7
1406 平塚計	106.2
1407 小田原計	102.1
1408 藤沢計	107.5
1409 相模原計	111.8
1410 厚木計	106.1
1411 松田計	105.0
1412 横浜南計	107.8
1414 川崎北計	109.3
1415 港北計	111.6
1416 大和計	106.7
新潟	94.2
1501 新潟計	97.3
1502 長岡計	94.7
1503 上越計	93.9

	ハローワーク別地域指数（※）
1504 三条計	95.2
1505 柏崎計	93.6
1506 新発田計	93.5
1507 新津計	93.0
1508 十日町計	85.6
1510 糸魚川計	93.2
1511 巻計	93.5
1512 南魚沼計	92.1
1513 佐渡計	85.1
1514 村上計	88.7
富山	97.5
1601 富山計	98.5
1602 高岡計	97.3
1604 魚津計	96.7
1605 砺波計	95.9
1606 氷見計	93.5
1607 滑川計	95.7
石川	97.4
1701 金沢計	99.1
1702 小松計	94.8
1703 七尾計	92.9
1705 加賀計	96.1
1708 白山計	101.5
1709 輪島計	85.7
福井	97.5
1801 福井計	97.7
1802 武生計	97.8
1803 大野計	88.5
1804 三国計	100.5
1805 敦賀計	99.0
1806 小浜計	97.8
山梨	98.6
1901 甲府計	98.3
1903 塩山計	98.1
1904 薙崎計	98.3
1905 鰍沢計	98.9
1907 富士吉田所計	100.0
長野	97.7
2001 長野計	98.5
2002 松本計	97.6
2004 上田計	98.3
2005 飯田計	96.3
2006 伊那計	99.7
2007 篠ノ井計	99.1

	ハローワーク別地域指数（※）
2008 飯山計	95.1
2010 木曽福島計	94.2
2011 佐久計	96.5
2012 大町計	95.3
2013 須坂計	95.0
2014 諏訪計	97.5
岐阜	100.2
2101 岐阜計	101.6
2102 大垣計	99.0
2103 多治見計	101.4
2104 高山計	97.1
2105 恵那計	98.0
2106 関計	98.2
2107 美濃加茂計	99.4
2109 中津川計	96.1
静岡	100.1
2201 静岡計	100.7
2202 浜松計	101.4
2203 沼津計	101.2
2204 清水計	100.1
2205 三島計	101.1
2206 掛川計	98.7
2207 富士宮計	96.7
2208 島田計	97.9
2209 磐田計	99.9
2210 富士計	98.2
2211 下田計	98.9
2212 焼津計	98.0
愛知	105.4
2301 名古屋東計	107.7
2302 名古屋中計	107.2
2303 名古屋南計	105.2
2304 豊橋計	107.4
2305 岡崎計	103.2
2306 一宮計	102.8
2307 半田計	102.8
2308 瀬戸計	102.8
2309 豊田計	103.1
2310 津島計	102.9
2311 刈谷計	103.2
2312 西尾計	101.9
2313 犬山計	101.5
2314 豊川計	100.1
2315 新城計	94.7
2317 春日井計	107.1

	ハローワーク別地域指数（※）
三重	98.7
2401 四日市計	103.0
2402 伊勢計	96.0
2403 津計	95.3
2404 松阪計	97.6
2405 桑名計	101.4
2406 伊賀計	99.2
2408 尾鷲計	91.6
2409 鈴鹿計	99.2
滋賀	98.7
2501 大津計	98.1
2502 長浜計	96.3
2503 彦根計	98.7
2504 東近江計	98.8
2505 甲賀計	96.6
2506 草津計	100.7
京都	101.4
2601 京都西陣計	100.4
2602 京都七条計	103.4
2603 伏見計	101.6
2604 京都田辺計	106.4
2605 福知山計	97.7
2606 舞鶴計	99.2
2607 峰山計	93.3
2608 宇治計	101.6
大阪	108.2
2701 大阪東計	108.5
2702 梅田計	110.2
2703 大阪西計	109.7
2704 阿倍野計	103.5
2706 淀川計	106.9
2707 布施計	110.0
2708 堺計	105.7
2709 岸和田計	102.3
2710 池田計	104.8
2711 泉大津計	104.3
2712 藤井寺計	109.7
2713 枚方計	105.5
2714 泉佐野計	100.6
2715 茨木計	108.6
2716 河内長野計	102.6
2718 門真計	106.3
兵庫	102.1
2801 神戸計	103.2
2802 灘計	105.7

	ハローワーク別地域指数（※）
2803 尼崎計	105.5
2804 西宮計	105.4
2805 姫路計	100.8
2806 加古川計	100.5
2807 伊丹計	104.1
2808 明石計	102.1
2809 豊岡計	95.3
2810 西脇計	98.6
2811 洲本計	95.5
2813 柏原計	99.6
2820 西神計	101.2
2821 龍野計	98.9
奈良	101.2
2901 奈良計	102.9
2902 大和高田計	101.5
2903 桜井計	98.1
2904 下市計	97.1
2905 大和郡山計	100.4
和歌山	93.1
3001 和歌山計	95.0
3002 新宮計	91.7
3003 田辺計	90.9
3004 御坊計	87.8
3005 湯浅計	92.9
3006 海南計	91.1
3007 橋本計	89.3
鳥取	89.3
3101 鳥取計	88.8
3102 米子計	89.6
3103 倉吉計	88.8
島根	87.5
3201 松江計	88.0
3202 浜田計	86.6
3203 出雲計	88.4
3204 益田計	87.3
3205 雲南計	85.4
3206 石見大田計	85.2
岡山	96.0
3301 岡山計	98.3
3302 津山計	91.4
3303 倉敷中央計	97.2
3304 玉野計	92.5
3306 和気計	94.4
3307 高梁計	91.3

	ハローワーク別地域指数（※）
3308 笠岡計	93.1
3311 西大寺計	97.0
広島	97.4
3401 広島計	100.8
3402 広島西条計	96.1
3403 吳計	92.7
3404 尾道計	92.1
3405 福山計	97.6
3406 三原計	91.6
3407 三次計	93.0
3408 可部計	97.1
3411 府中計	90.4
3414 広島東計	98.3
3415 廿日市計	93.3
山口	91.2
3501 山口計	92.6
3502 下関計	90.3
3503 宇部計	90.6
3505 防府計	89.5
3506 萩計	89.7
3507 徳山計	91.2
3508 下松計	91.5
3509 岩国計	92.8
3510 柳井計	91.0
徳島	91.1
3601 徳島計	92.4
3603 三好計	88.9
3604 美馬計	87.2
3605 阿南計	89.2
3606 吉野川計	87.1
3607 鳴門計	90.3
香川	95.6
3701 高松計	96.4
3702 丸亀計	95.3
3703 坂出計	96.1
3704 觀音寺計	93.2
3705 さぬき計	94.3
3706 土庄計	88.8
愛媛	90.4
3801 松山計	91.5
3802 今治計	89.7
3803 八幡浜計	82.9
3804 宇和島計	84.2
3805 新居浜計	90.4

	ハローワーク別地域指数（※）
3806 西条計	90.0
3807 四国中央計	95.8
3808 大洲計	84.0
高知	88.0
3901 高知計	89.5
3902 須崎計	83.8
3903 四万十計	82.7
3904 安芸計	85.2
3905 いの計	85.4
福岡	93.0
4001 福岡中央計	98.9
4002 飯塚計	88.6
4003 大牟田計	86.9
4004 八幡計	92.6
4005 久留米計	90.9
4006 小倉計	93.4
4008 直方計	92.2
4009 田川計	88.4
4010 行橋計	88.8
4012 福岡東計	99.0
4014 八女計	85.8
4015 朝倉計	87.1
4018 福岡南計	94.4
4019 福岡西計	92.0
佐賀	86.5
4101 佐賀計	87.7
4102 唐津計	85.3
4103 武雄計	84.9
4104 伊万里計	83.5
4105 鳥栖計	88.9
4106 鹿島計	82.3
長崎	84.8
4201 長崎計	87.4
4202 佐世保計	84.9
4203 諫早計	83.8
4204 大村計	83.5
4205 島原計	79.1
4206 江迎計	80.8
4207 五島計	81.0
4208 対馬計	80.7
熊本	88.0
4301 熊本計	91.2
4302 八代計	86.9
4303 菊池計	86.4

	ハローワーク別地域指数（※）
4304 玉名計	85.7
4306 天草計	81.3
4307 球磨計	80.1
4308 宇城計	87.8
4309 阿蘇計	83.2
4310 水俣計	79.5
大分	89.8
4401 大分計	92.2
4402 別府計	86.5
4403 中津計	87.7
4404 日田計	89.4
4406 佐伯計	88.8
4407 宇佐計	84.5
4408 豊後大野計	84.9
宮崎	85.0
4501 宮崎計	87.3
4502 延岡計	83.0
4503 日向計	85.3
4504 都城計	84.6
4505 日南計	79.2
4506 高鍋計	82.7
4507 小林計	82.4
鹿児島	86.8
4601 鹿児島計	89.7
4602 川内計	84.2
4603 鹿屋計	83.7
4604 国分計	87.1
4605 加世田計	82.6
4606 伊集院計	84.2
4608 大隅計	82.7
4609 出水計	83.1
4611 名瀬計	83.6
4612 指宿計	86.6
沖縄	85.2
4701 那覇計	86.2
4702 沖縄計	84.2
4703 名護計	81.8
4704 宮古計	84.2
4705 八重山計	83.9

※ 平成30年度から令和2年度にハローワークで受理した無期かつフルタイムの求人に係る求人賃金（月給）の上限額と下限額の中間値の平均の全国計を100として、職業大分類の構成比の違いを除去して指数化

### 退職手当制度がある企業の割合

- 80.5% (平成30年就労条件総合調査 (厚生労働省))
- 91.0% 【退職一時金制度】(令和元年賃金事情等総合調査 (中央労働委員会))
- 94.4% 【退職年金制度】(令和元年賃金事情等総合調査 (中央労働委員会))
- 92.6% (平成28年民間企業退職給付調査 (人事院))
- 65.9% (令和2年中小企業の賃金・退職金事情 (東京都))

### 退職手当の受給に必要な所要年数

退職一時金の受給に必要な最低勤続年数階級別企業数割合 (調査産業計) (%)

	1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満	5年以上
会社都合	8.5	21.8	8.7	42.2	1.1	9.3
自己都合	3.2	15.0	9.7	56.2	1.6	10.9

平成30年就労条件総合調査 (厚生労働省)

退職一時金受給資格付与に要する最低勤続年数 (調査産業計) (%)

	1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上
会社都合	52.9	31.8	5.7	9.6
自己都合	6.4	24.2	17.2	50.3

令和元年賃金事情等総合調査 (中央労働委員会)

退職一時金受給のための最低勤続年数 (調査産業計) (%)

	1年未満	1年	2年	3年	4年	5年以上	無記入
会社都合	6.3	22.6	7.9	28.6	1.4	7.1	26.1
自己都合	1.1	15.3	11.3	47.4	2.4	11.7	10.8

令和2年中小企業の賃金・退職金事情 (東京都)

## 退職手当の支給月数

### 勤続20年以上かつ45歳以上の定年退職者

	大学・大学院卒 (管理・事務・ 技術職)	高校卒 (管理・事務・ 技術職)	高校卒 (現業職)	中学卒 (現業職)
計	38.6	40.6	36.3	34.3
20～24年	26.0	16.8	15.5	12.1
25～29年	26.3	21.4	22.4	18.7
30～34年	35.4	26.8	27.2	26.2
35年以上	42.2	46.3	46.1	43.0

平成30年就労条件総合調査（厚生労働省）

### 勤続20年以上かつ45歳以上の会社都合退職者

	大学卒・大学院 (管理・事務・ 技術職)	高校卒 (管理・事務・ 技術職)	高校卒 (現業職)	中学卒 (現業職)
計	35.3	39.5	33.8	-
20～24年	13.5	9.2	19.8	-
25～29年	30.7	34.3	24.0	-
30～34年	39.5	39.7	33.4	-
35年以上	38.3	48.9	46.3	-

平成30年就労条件総合調査（厚生労働省）

### 勤続20年以上かつ45歳以上の自己都合退職者

	大学卒・大学院 (管理・事務・ 技術職)	高校卒 (管理・事務・ 技術職)	高校卒 (現業職)	中学卒 (現業職)
計	29.6	29.7	23.9	13.6
20～24年	18.9	12.3	12.5	8.6
25～29年	24.2	21.1	21.9	9.6
30～34年	40.1	29.7	31.0	10.7
35年以上	42.5	47.0	38.6	26.5

平成30年就労条件総合調査（厚生労働省）

### 勤続20年以上かつ45歳以上の早期優遇退職者

	大学卒・大学院 (管理・事務・ 技術職)	高校卒 (管理・事務・ 技術職)	高校卒 (現業職)	中学卒 (現業職)
計	43.4	50.8	48.6	46.8
20～24年	29.6	20.4	21.5	-
25～29年	37.6	39.5	42.2	-
30～34年	46.0	46.6	54.8	-
35年以上	46.9	60.1	55.7	-

平成30年就労条件総合調査（厚生労働省）

**退職事由、勤続年数別モデル退職金月収換算月数**

勤続年数	大卒（総合職）事務・技術労働者		大卒（一般職）事務・技術労働者	
	会社都合	自己都合	会社都合	自己都合
3	2.8	1.3	2.7	1.5
5	4.4	2.3	4.1	2.2
10	8.9	5.3	9.3	5.2
15	13.8	9.5	14.5	10.0
20	19.3	15.9	23.3	16.6
25	25.1	22.5	29.9	24.7
30	32.7	30.8	33.0	31.6
35	39.9	37.7	40.3	40.9
38	42.3	41.6	40.6	41.5
定年	43.0		48.0	

令和元年賃金事情等総合調査（中央労働委員会）

**退職事由、勤続年数別モデル退職金月収換算月数**

勤続年数	短大・高専卒（総合職） 事務・技術労働者		短大・高専卒（一般職） 事務・技術労働者	
	会社都合	自己都合	会社都合	自己都合
3	2.8	1.4	2.5	1.0
5	4.3	2.2	3.4	1.7
10	7.9	4.7	7.4	4.3
15	13.4	9.2	13.4	9.8
20	20.0	16.2	20.6	16.4
25	28.2	24.8	24.5	21.0
30	34.5	32.0	31.9	28.9
35	38.4	37.6	36.3	36.1
40	42.7	38.8	41.9	40.1
定年	37.3		39.9	

令和元年賃金事情等総合調査（中央労働委員会）

**退職事由、勤続年数別モデル退職金月収換算月数**

勤続年数	高校卒（総合職） 事務・技術労働者		高校卒（一般職） 事務・技術労働者		高校卒 生産労働者	
	会社都合	自己都合	会社都合	自己都合	会社都合	自己都合
3	3.0	1.7	2.4	1.2	2.8	1.0
5	4.5	2.6	4.0	2.1	5.0	2.1
10	8.8	5.7	8.6	5.2	9.5	4.4
15	13.5	9.8	14.4	10.0	15.1	8.9
20	19.6	16.7	21.2	16.8	21.0	15.2
25	27.1	24.4	27.0	23.5	29.6	23.7
30	33.8	31.7	33.9	30.5	35.7	31.0
35	40.2	38.8	40.3	37.2	43.9	39.8
42	48.0	46.1	47.2	49.8	48.8	47.6
定年	45.6		45.9		51.4	

令和元年賃金事情等総合調査（中央労働委員会）

モデル退職金（調査産業計） (月)

勤続年数	高校卒 (自己都合)	高校卒 (会社都合)	勤続年数	高専・短大卒(自己都合)	高専・短大卒 (会社都合)	勤続年数	大学卒 (自己都合)	大学卒 (会社都合)
1	0.3	0.5	1	0.4	0.5	1	0.5	0.7
3	0.9	1.3	3	1.0	1.3	3	1.0	1.5
5	1.7	2.2	5	1.6	2.2	5	1.7	2.5
10	3.9	4.9	10	3.8	4.9	10	4.1	5.4
15	6.5	8.0	15	6.5	8.0	15	6.9	8.5
20	9.6	11.5	20	9.5	11.5	20	10.1	12.1
25	12.9	14.9	25	12.8	14.7	25	13.5	15.4
30	15.8	18.1	30	15.8	17.8	30	16.8	18.7
35	18.6	20.8	35	18.6	20.7	33	18.9	20.7
37	19.5	21.8	定年	-	24.9	定年	-	24.7
定年	-	26.2						

令和2年中小企業の賃金・退職金事情（東京都）

標準者退職金の支給月数 (月)

勤続年数	大学卒 (管理・事務・技術職) (会社都合)	勤続年数	高校卒 (管理・事務・技術職) (会社都合)	勤続年数	高校卒 (現業職) (会社都合)
1	1.1	1	1.1	1	1.1
3	2.7	3	2.3	3	2.7
5	4.6	5	3.7	5	4.5
10	9.2	10	7.5	10	9.1
15	12.4	15	12.0	15	13.9
20	17.6	20	16.8	20	19.7
25	22.8	25	23.0	25	25.9
30	29.3	30	28.5	30	32.3
33	32.9	35	34.1	35	38.7
35	35.0	37	37.4	37	41.4
38	38.2	39	37.7	39	41.8
		42	41.6	42	46.0

2018年9月度退職金・年金に関する実態調査結果（日本経済団体連合会）

## 退職手当の支給金額

### 勤続20年以上かつ45歳以上の定年退職者

(万円)

	大学・大学院卒 (管理・事務・ 技術職)	高校卒 (管理・事務・ 技術職)	高校卒 (現業職)	中学卒 (現業職)
計	1,983	1,618	1,159	965
20~24年	1,267	525	421	268
25~29年	1,395	745	610	453
30~34年	1,794	928	814	728
35年以上	2,173	1,954	1,629	1,321

平成30年就労条件総合調査(厚生労働省)

### 勤続20年以上かつ45歳以上の会社都合退職者

(万円)

	大学卒・大学院 (管理・事務・ 技術職)	高校卒 (管理・事務・ 技術職)	高校卒 (現業職)	中学卒 (現業職)
計	2,156	1,969	1,118	-
20~24年	634	415	545	-
25~29年	1,786	1,809	758	-
30~34年	2,572	1,967	1,109	-
35年以上	2,403	2,467	1,704	-

平成30年就労条件総合調査(厚生労働省)

### 勤続20年以上かつ45歳以上の自己都合退職者

(万円)

	大学卒・大学院 (管理・事務・ 技術職)	高校卒 (管理・事務・ 技術職)	高校卒 (現業職)	中学卒 (現業職)
計	1,519	1,079	686	372
20~24年	780	354	336	226
25~29年	1,399	754	630	239
30~34年	2,110	1,039	939	306
35年以上	2,116	2,047	1,177	801

平成30年就労条件総合調査(厚生労働省)

### 勤続20年以上かつ45歳以上の早期優遇退職者

(万円)

	大学卒・大学院 (管理・事務・ 技術職)	高校卒 (管理・事務・ 技術職)	高校卒 (現業職)	中学卒 (現業職)
計	2,326	2,094	1,459	1,300
20~24年	1,402	947	409	-
25~29年	1,995	1,522	1,210	-
30~34年	2,522	1,897	1,680	-
35年以上	2,530	2,521	1,955	-

平成30年就労条件総合調査(厚生労働省)

退職事由、勤続年数別モデル退職金総額 (千円)

勤続年数	大卒（総合職）事務・技術労働者		大卒（一般職）事務・技術労働者	
	会社都合	自己都合	会社都合	自己都合
3	687	328	579	322
5	1,238	634	968	509
10	3,128	1,861	2,459	1,375
15	5,884	4,076	4,260	2,869
20	9,659	8,018	7,462	5,255
25	14,269	12,870	10,167	8,122
30	20,129	18,983	12,186	11,2362
35	24,552	23,683	14,734	14,207
38	26,864	26,597	16,085	15,502
定年	25,111		17,883	

令和元年賃金事情等総合調査（中央労働委員会）

退職事由、勤続年数別モデル退職金総額 (千円)

勤続年数	短大・高専卒（総合職） 事務・技術労働者		短大・高専卒（一般職） 事務・技術労働者	
	会社都合	自己都合	会社都合	自己都合
3	602	310	482	202
5	985	498	712	344
10	2,404	1,455	1,808	1,056
15	4,703	3,289	3,596	2,612
20	7,560	6,173	6,440	5,146
25	11,659	10,292	9,299	7,943
30	15,610	14,452	12,613	11,152
35	18,567	18,159	14,263	13,769
40	21,506	20,275	15,442	15,036
定年	18,824		14,139	

令和元年賃金事情等総合調査（中央労働委員会）

退職事由、勤続年数別モデル退職金総額 (千円)

勤続年数	高校卒（総合職） 事務・技術労働者		高校卒（一般職） 事務・技術労働者		高校卒 生産労働者	
	会社都合	自己都合	会社都合	自己都合	会社都合	自己都合
3	580	340	450	213	522	186
5	966	567	787	422	984	404
10	2,308	1,508	2,054	1,288	2,313	1,067
15	4,217	3,101	3,985	2,782	4,313	2,524
20	7,195	6,098	6,768	5,262	6,716	4,834
25	11,224	10,170	9,626	8,199	10,515	8,391
30	15,372	14,512	12,773	11,414	14,018	12,144
35	19,842	19,296	15,745	14,282	17,835	16,113
42	24,233	23,034	18,368	18,478	19,174	18,797
定年	23,792		18,183		21,140	

令和元年賃金事情等総合調査（中央労働委員会）

## モデル退職金（調査産業計）

(千円)

勤続年数	高校卒 (自己都合)	高校卒 (会社都合)	勤続年数	高専・短大卒(自己都合)	高専・短大卒 (会社都合)	勤続年数	大学卒 (自己都合)	大学卒 (会社都合)
1	63	93	1	80	104	1	95	150
3	184	256	3	201	273	3	231	346
5	340	451	5	362	490	5	423	603
10	896	1,148	10	973	1,245	10	1,135	1,483
15	1,684	2,091	15	1,832	2,244	15	2,149	2,660
20	2,788	3,332	20	2,975	3,586	20	3,534	4,250
25	4,073	4,719	25	4,380	5,038	25	5,243	5,980
30	5,433	6,227	30	5,911	6,650	30	7,059	7,856
35	6,920	7,746	35	7,382	8,208	33	8,359	9,153
37	7,443	8,343	定年	-	10,260	定年	-	11,189
定年	-	10,314						

令和2年中小企業の賃金・退職金事情（東京都）

## 標準者退職金の支給額

(千円)

勤続年数	大学卒 (管理・事務・技術職) (会社都合)	勤続年数	高校卒 (管理・事務・技術職) (会社都合)	勤続年数	高校卒 (現業職) (会社都合)
1	249	1	191	1	185
3	658	3	445	3	500
5	1,267	5	786	5	886
10	3,079	10	1,917	10	2,120
15	4,880	15	3,582	15	3,902
20	8,094	20	5,787	20	6,238
25	11,817	25	8,951	25	8,963
30	16,298	30	12,220	30	12,086
33	19,599	35	15,619	35	15,182
35	20,381	37	17,818	37	16,139
38	22,558	39	18,509	39	16,454
		42	20,377	42	18,172

2018年9月度退職金・年金に関する実態調査結果（日本経済団体連合会）

## 退職事由別平均退職給付額

(千円)

勤続年数	定年退職	会社都合退職
20年	6,618	9,704
21年	7,647	14,067
22年	8,149	15,691
23年	8,712	15,965
24年	9,536	17,331
25年	10,628	19,318
26年	11,749	20,911
27年	12,124	22,266
28年	12,571	24,355
29年	12,725	27,855
30年	13,623	28,248
31年	14,499	28,481
32年	16,833	27,315
33年	20,210	27,279
34年	22,193	27,501
35年	24,224	27,811
36年	25,308	27,858
37年	25,150	27,857
38年	24,598	27,714
39年	22,465	27,473
40年	23,764	25,015
41年	23,681	23,522
42年	23,755	23,169
43年	23,287	22,183
44年	25,859	-
45年以上	28,642	51,480

平成28年民間企業退職給付調査（人事院）